

子どもが太陽と海と緑の中で

すくすく たくましく育つ町 もとぶ

本 部 町

後期次世代育成支援行動計画

平成 22～26 年度



平成 23 年 3 月

沖縄県 本部町

本部町後期次世代育成支援行動計画 目 次

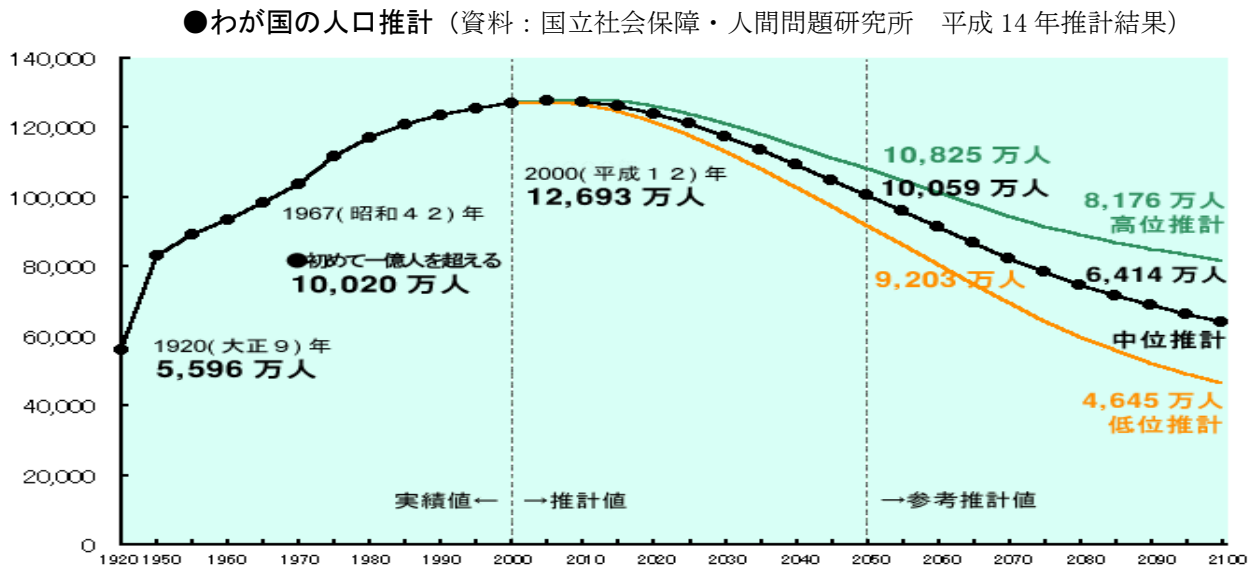
第1章 後期次世代育成支援行動計画の策定にあたって	1
1. 後期行動計画策定の背景と趣旨	1
2. 後期行動計画の位置づけ	3
3. 後期行動計画の対象	4
4. 後期行動計画の期間	4
第2章 本部町の概要	5
1. 少子化の動向	5
(1) 人口の推移	5
(2) 出生率の動向	8
(3) 未婚の状況	9
(4) 園児児童生徒数の推移	10
2. 家族や地域の状況	12
(1) 世帯の動向	12
(2) 居住環境の状況	13
(3) 就業状態	14
(4) 女性の就業状態	15
第3章 後期次世代育成支援行動計画の目標像と施策体系	16
1. 後期行動計画の基本的な視点と目標像	16
2. 後期行動計画の基本目標と施策体系	18
第4章 後期次世代育成支援行動計画の展開	21
第1節 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進...	24
1－1. 地域における子育て支援サービスの充実	24
1－2. 保育サービスの充実	26
1－3. 子育て支援のネットワークづくり	29
1－4. 児童の健全育成	30
1－5. 男性を含めた多様な働き方の実現	31
1－6. 仕事と子育ての両立の推進	32
第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	33
2－1. 子どもや母親の健康の確保	33
2－2. 「食育」の推進	37
2－3. 思春期保健対策の充実	39
2－4. 小児医療の充実	40

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	41
3－1．次代の親の育成	41
3－2．学校における教育環境等の整備	42
3－3．家庭や地域の教育力の向上	45
3－4．子どもを取り巻く有害環境対策の推進	47
第4節 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保…	48
4－1．良質な住宅の確保	48
4－2．安心して外出できる環境の整備	49
4－3．安全で安心な地域づくりの推進等	51
4－4．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	52
第5節 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進	54
5－1．児童虐待防止対策の推進	54
5－2．母子家庭等の自立支援の推進	55
5－3．障がい児施策の充実	59
第6節 今後の課題と展望	57
第5章 計画の推進にあたって	60
1．計画の周知	60
2．推進体制の充実	60
3．計画の進行管理の推進	61

第 1 章 後期次世代育成支援行動計画の策定にあたって

1. 後期行動計画策定の背景と趣旨

わが国は平均寿命が延びて高齢化が進む一方で、出生者が減少し、少子高齢社会が進行しています。国立社会保障・人口問題研究所における平成 14 年の推計によると、わが国の人口は平成 18 年(2006)をピークに減少基調に入るものと予測されています。



国では加速する少子化の流れを変えるため、平成 14 年 9 月に、これまでの施策からもう一段上の少子化対策(「少子化対策プラスワン」)を打ち出しました。そのなかで、従来の保育サービスや「子育てと仕事と両立支援」(待機児童ゼロ作戦)を中心とする施策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の 4 つの施策を柱とする総合的な子育て支援策が確立されました。

さらに、平成 15 年 7 月には「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること」を基本理念とする「少子化社会対策基本法」が成立し、国、地方公共団体、事業主、国民の責務が定められました。

また、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的として、全国の市町村に行動計画の策定を義務付けています。この次世代育成支援対策推進法は平成 17 年度から 10 年間の時限立法で、5 年を一つの単位として、平成 17 年度から 21 年度を「前期行動計画」、平成 22 年度から 26 年度を「後期行動計画」と位置付けています。

本町でも平成 17 年 3 月に、『子どもが太陽と海と緑の中で すくすく たくましく育つ 町 もとぶ』をキャッチフレーズとする「本部町次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、次世代育成支援に関する各種施策を推進しています。

しかし、前期行動計画の初年度となる平成 17 年には、わが国の合計特殊出生率*は 1.26 人で過去最低を更新し、総人口が初めて減少に転じました。平成 19 年には合計特殊出生率が 1.34 と若干の改善傾向は見られますが、平成 18 年 12 月に発表された「日本の将来推計人口」によると、平成 67 年(2,055)にあっても合計特殊出生率は 1.26 (出生中位・死亡中位推計) と示され、少子化はこれからも進行するものと予測されています。

こうしたことから、国は平成 19 年度に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を示しました。このなかで、少子化の背景を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造にあるとした上で、少子化対策を進めるに当たっては「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を『車の両輪』として進めていく必要があるとしています。

さらに、平成 20 年 2 月には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して、保育施策を質及び量ともに充実かつ強化するために「新待機児童ゼロ作戦」が取りまとめられました。

このような流れの中で、職場や地域における次世代育成支援対策を強化するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 20 年 12 月 3 日に公布され、「次世代育成支援対策推進法」と「児童福祉法」が一部改正されました。

今回は、「本部町次世代育成支援行動計画」(前期計画)の見直しを行うとともに、子どもを取り巻く環境の変化や前期行動計画以降の次世代育成支援対策に関する各種施策の変動等を踏まえ、平成 22 年度からの 5 年間を計画期間とする「後期行動計画」を取りまとめるものです。

※「合計特殊出生率」

1 人の女性から生まれる平均出生児数(15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計)。水準となる 2.08 を下回れば、親世代より子世代の数が少なくなり、やがて総人口は減少へと向かう。

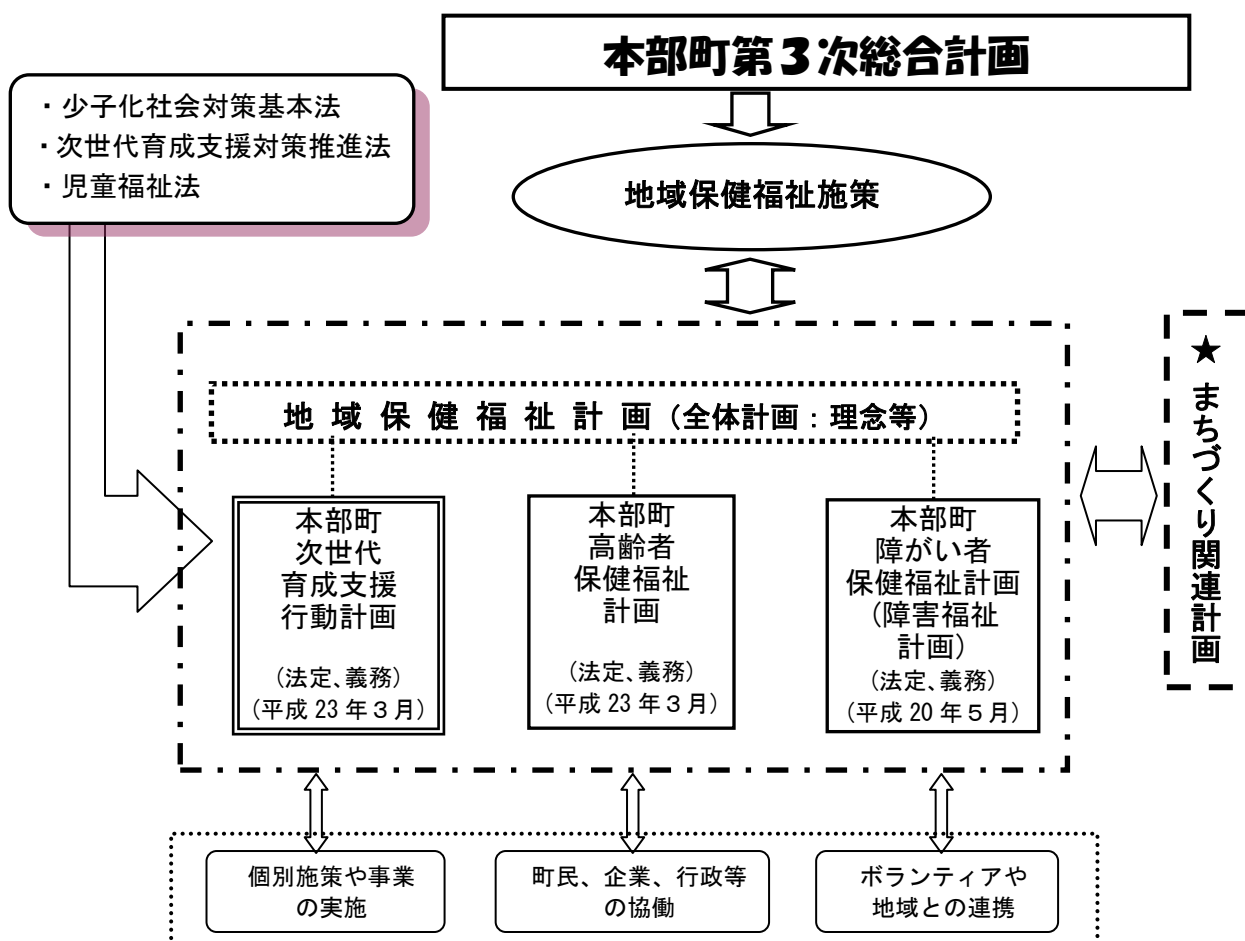
2. 後期行動計画の位置づけ

「本部町次世代育成支援行動計画」（後期計画）は、次世代育成支援対策のため集中的及び計画的な取り組みを進めるための指針となるものです。

このため本計画は、国の「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」、「児童福祉法」などを基本とするとともに、「本部町第3次総合計画」を上位計画として、総合計画に盛られた目標像を具現化する個別計画として策定されます。

また本計画は、地域保健福祉施策に関する関連計画（高齢者保健福祉計画、障がい者保健福祉計画）やまちづくり計画等と連携し、行政や町民及び企業が一体となって推進すべき次世代育成支援施策の具体的な行動計画（アクションプログラム）を示すものと位置づけます。

●総合計画等との関連性

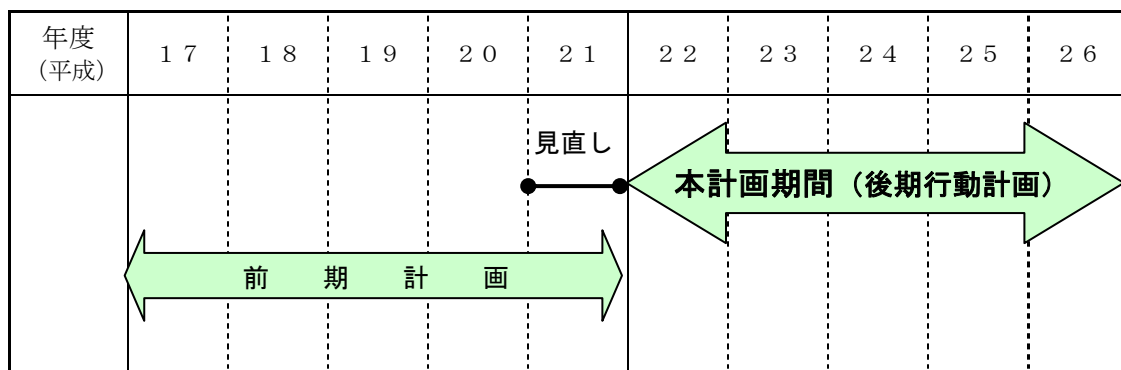


3. 後期行動計画の対象

本計画ではあらゆる子どもとその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、本計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満と設定しています。

4. 後期行動計画の期間

本計画は、「前期行動計画（平成17～21年度）」に対する必要な見直しを行い、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする「後期行動計画」となっています。



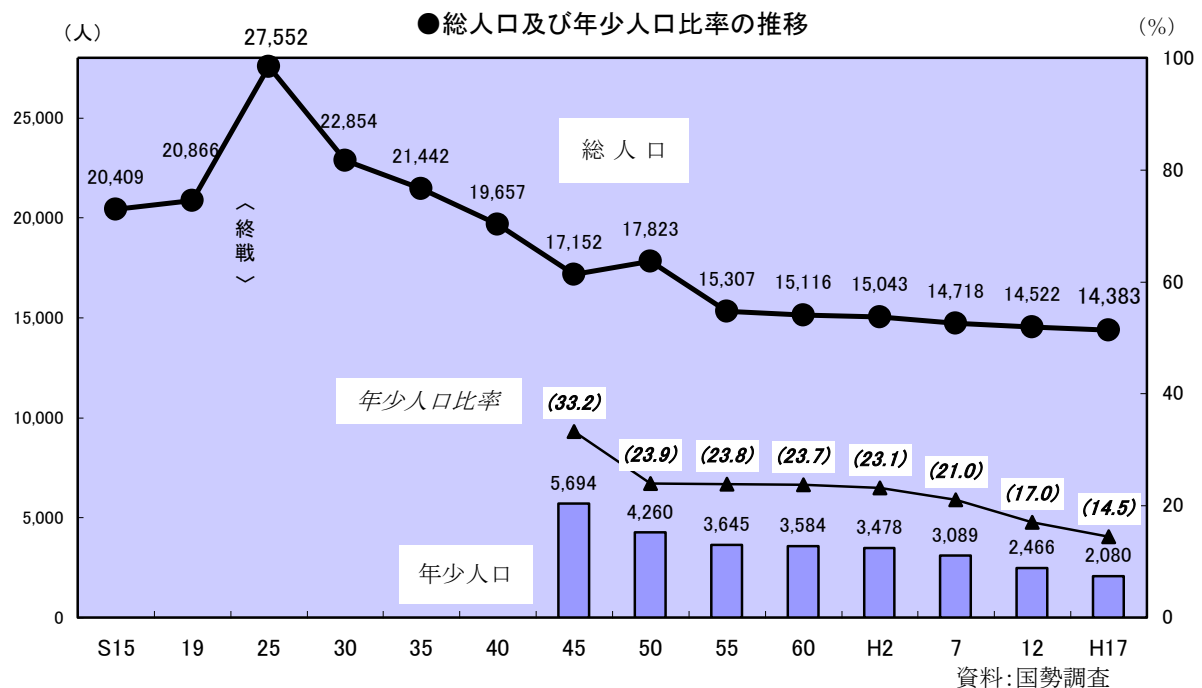
第 2 章 本部町の概要

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は国勢調査によれば、昭和 10 年代の戦前は 2 万人台であったが、その後中南部地域からの戦争避難民のため昭和 25 年には 27,552 人に増加しています。しかし、その後は昭和 45 年の 17,152 人まで急激に減少しています。沖縄国際海洋博覧会が開催された昭和 50 年には一時的に増加するものの、55 年には再び減少し、それ以降は緩やかな減少傾向にあるものの比較的安定して推移し、平成 17 年には 14,383 人となっています。

次に、15 歳未満の年少人口比率をみると、昭和 45 年は 33.2% (5,694 人) の高い比率を占めていたが、50 年には 23.9% と 9.3 ポイントも低下しました。その後平成 2 年までは 23% 台を維持していましたが、近年は年少人口比率の低下傾向が著しく、平成 17 年は 14.5% (2,080 人) となっています。

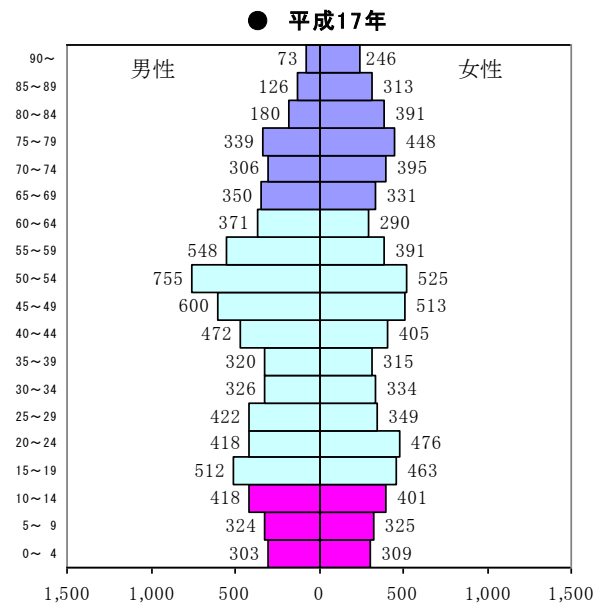
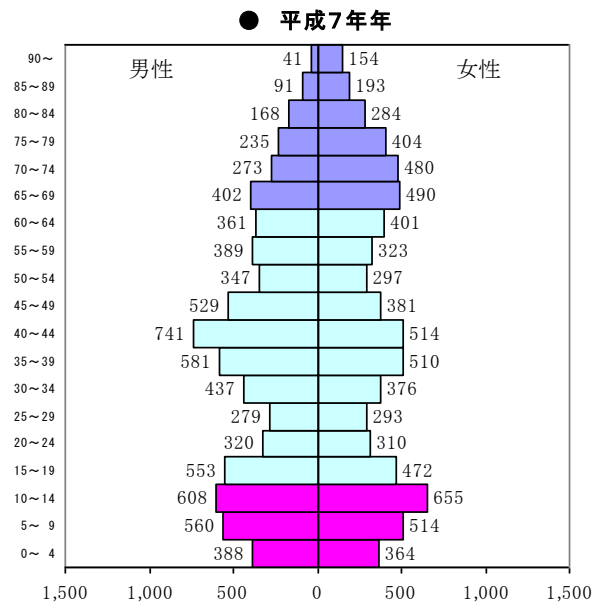
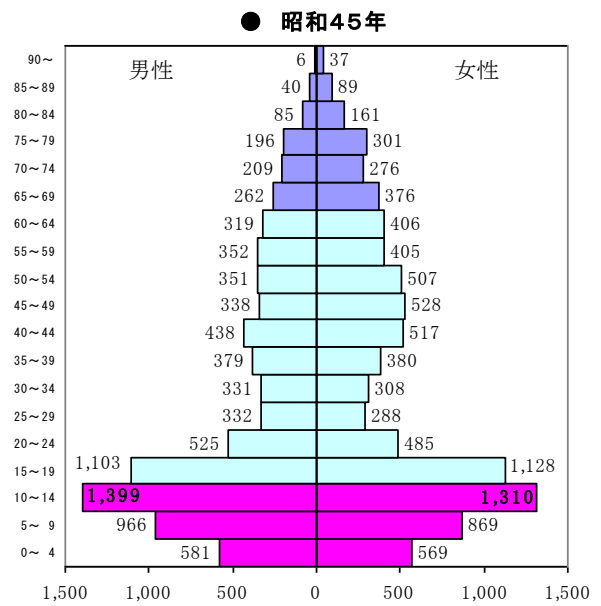


また、国勢調査による年齢階級別人口ピラミッドをみると、0～14歳の「年少人口層」や65歳以上の「高齢者層」に大きな変化が見られます。

すなわち昭和45年の5歳階級別人口は、「10～14歳」が最も多く、以下、「5～9歳」、「0～4歳」と続きますが、年少人口層が多い状況となっています。

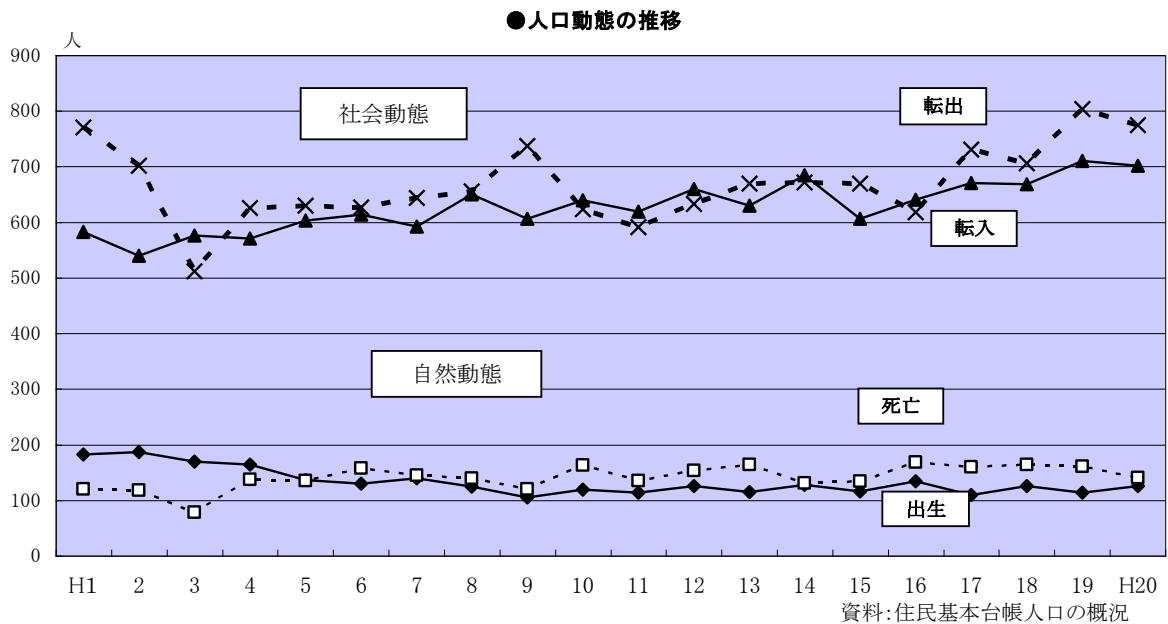
一方、平成7年以降は出生者の減少などで年少人口層が極端に少なくなっています。また、各年齢層に大差がなく凹凸した形となっていますが、総じて高齢者層が増えています。

このように本町は、「年少人口層」の減少が著しい反面、「高齢者層」が増加しているため、少子高齢化が進行しています。



次に平成元年度からの住民基本台帳による人口動態をみると、自然動態では出生者と死亡者がそれぞれ100～200人の範囲で推移しているが、近年は死亡が出生を上回っています。また、社会動態では転入者と転出者がおおむね600～800人の範囲で推移しているが、自然動態と同様に転出が転入を上回っています。なお、転出者及び転入者とも増加傾向にあり、本町地域社会における人口流動の活発化が伺えます。

そのように本町においては、自然動態も社会動態もともに減少状態であり、その結果、人口の減少傾向が続いています。



■人口動態

単位: 人、世帯

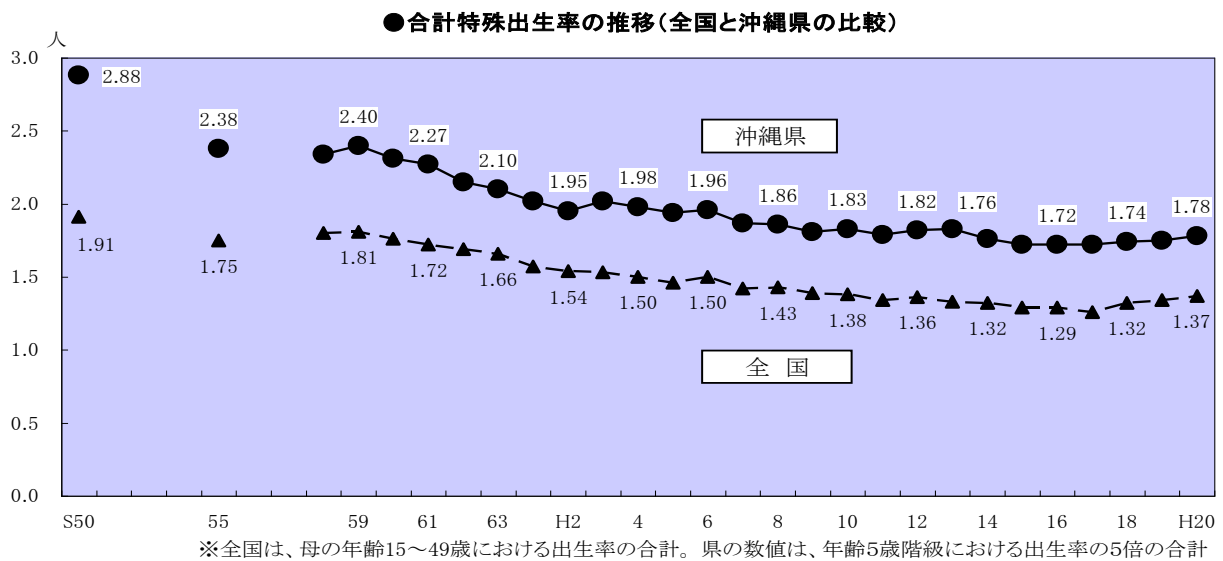
	自然動態			社会動態			人 口 増 減	総人口	男	女	世帯数
	出生	死亡	増加	転入	転出	増加					
平成元年度	182	120	62	582	770	△188	△126	15,177	7,572	7,605	4,956
2	187	118	69	540	702	△162	△93	14,994	7,458	7,536	5,000
3	170	78	92	576	512	64	156	14,980	7,484	7,496	5,021
4	164	137	27	571	625	△54	△27	14,953	7,476	7,477	5,047
5	136	135	1	603	630	△27	△26	14,927	7,457	7,470	5,050
6	130	158	△28	614	626	△12	△40	14,887	7,450	7,437	5,082
7	139	145	△6	592	644	△52	△58	14,829	7,432	7,397	5,102
8	124	139	△15	650	655	△5	△20	14,809	7,437	7,372	5,142
9	105	120	△15	606	737	△131	△146	14,663	7,361	7,302	5,153
10	119	163	△44	639	623	16	△28	14,635	7,339	7,296	5,230
11	114	135	△21	619	591	28	7	14,642	7,355	7,287	5,278
12	125	153	△28	660	633	27	△1	14,641	7,356	7,285	5,396
13	115	164	△49	630	669	△39	△88	14,553	7,330	7,223	5,495
14	128	131	△3	684	672	12	9	14,562	7,370	7,192	5,584
15	116	134	△18	606	669	△63	△81	14,481	7,331	7,150	5,652
16	134	168	△34	640	618	22	△12	14,469	7,288	7,181	5,706
17	109	160	△51	670	730	△60	△111	14,358	7,222	7,136	5,748
18	126	164	△38	668	706	△38	△76	14,282	7,179	7,103	5,821
19	114	161	△47	710	803	△93	△140	14,142	7,112	7,030	5,891
20	126	140	△14	702	775	△73	△87	14,055	7,095	6,960	5,896

資料:住民基本台帳人口の概況

(2) 出生率の動向

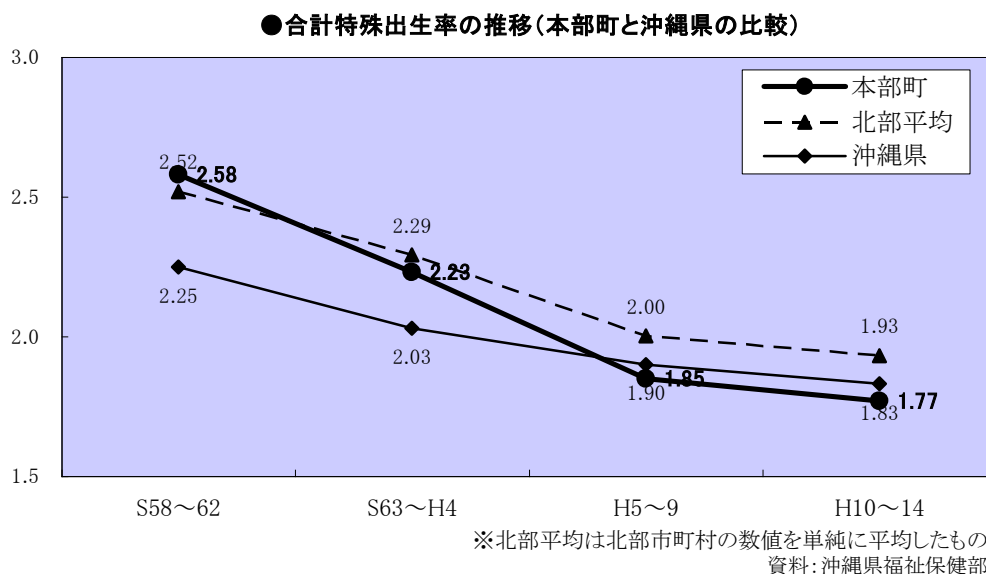
わが国の合計特殊出生率は、近年低下傾向が続いていましたが、平成17年の1.26の最小値から増加に転じ、20年は1.37となっています。ただし、人口が回復するといわれている水準の2.08にはまだ及んでいません。

一方、沖縄県の出生率も全国と同様に、減少傾向から回復基調にあります。なお、本県の出生率は常に全国値よりかなり大きく、平成20年には1.78を示し、全国1位を誇っています。しかし、昭和50年(1975)の2.88に比べて、近年は1.7レベルであり、本県の出生率の低下率は大きく、急激な少子化が進行しています。



本町の合計特殊出生率は、平成10年～14年において1.77で、北部市町村の平均1.93や沖縄県の1.83と比べて低くなっています。その推移をみると平成4年頃までは北部平均と同レベルでありましたが、平成5～9年で急激に低下しています。

このように本町の合計特殊出生率は急激な低下傾向を示しており、出生者が減少し少子化が進行しています。



(3) 未婚の状況

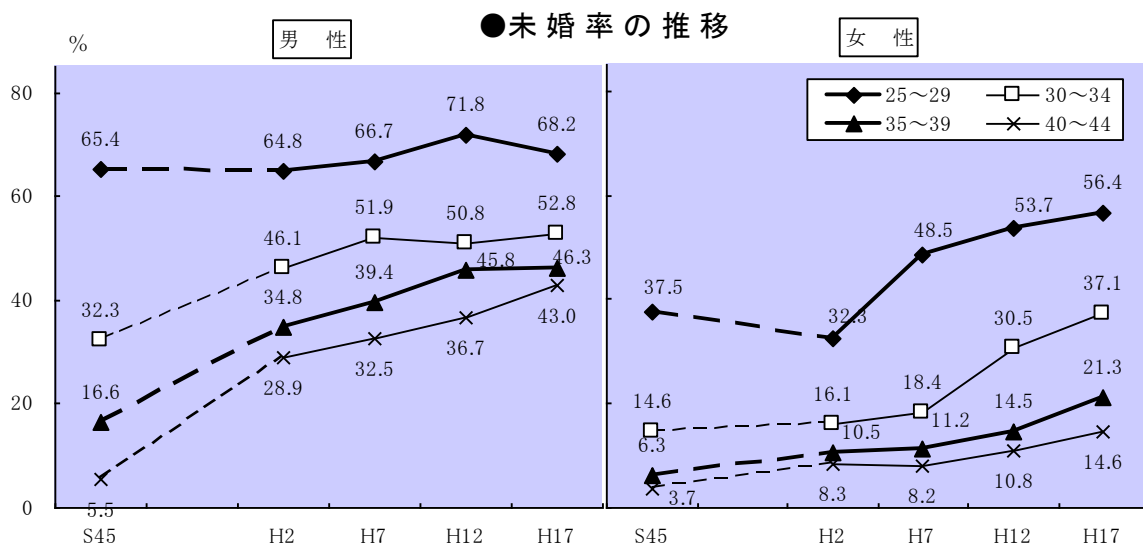
本町の平成 17 年における未婚率をみると、男性は「25～29 歳」が 68.2%、「30～34 歳」が 58.2%、「35～39 歳」が 46.3%、「40～44 歳」が 43.0%となっています。一方、女性はそれぞれ 56.4%、37.1%、21.3%、14.6%となっています。

昭和 45 年と比べると、各年齢層において上昇しており、特に男性の「40～44 歳」が 37.5 ポイント、女性の「30～34 歳」が 22.5 ポイントも増加しています。

更に、平成 17 年の沖縄県の未婚率と比較してみると、男女全ての年齢層で県平均を上回っています。特に男性の 35 歳以上の年齢層で差が大きく、高い年齢層における未婚者が多いことが伺えます。

■未婚率の状況		単位:人、%							
		男 性				女 性			
		25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
昭和 45年	総 数	332	331	379	438	288	308	380	517
	未婚者	217	107	63	24	108	45	24	19
	未婚率	65.4	32.3	16.6	5.5	37.5	14.6	6.3	3.7
H2年	未婚率	64.8	46.1	34.8	28.9	32.3	16.1	10.5	8.3
H7年	未婚率	66.7	51.9	39.4	32.5	48.5	18.4	11.2	8.2
H12年	未婚率	71.8	50.8	45.8	36.7	53.7	30.5	14.5	10.8
平成 17年	総 数	422	326	320	472	349	334	315	405
	未婚者	288	172	148	203	197	124	67	59
	未婚率	68.2	52.8	46.3	43.0	56.4	37.1	21.3	14.6
差(H17-S45)		2.9	20.4	29.6	37.5	18.9	22.5	15.0	10.9
(参考) H17年 沖縄県	総数	48,895	43,743	44,259	47,132	49,817	45,117	44,249	45,808
	未婚者	32,460	19,016	12,642	11,668	26,843	13,138	6,971	4,823
	未婚率	66.4	43.5	28.6	24.8	53.9	29.1	15.8	10.5
差(H17:町-県)		1.9	9.3	17.7	18.3	2.6	8.0	5.5	4.0

資料:国勢調査



資料:国勢調査

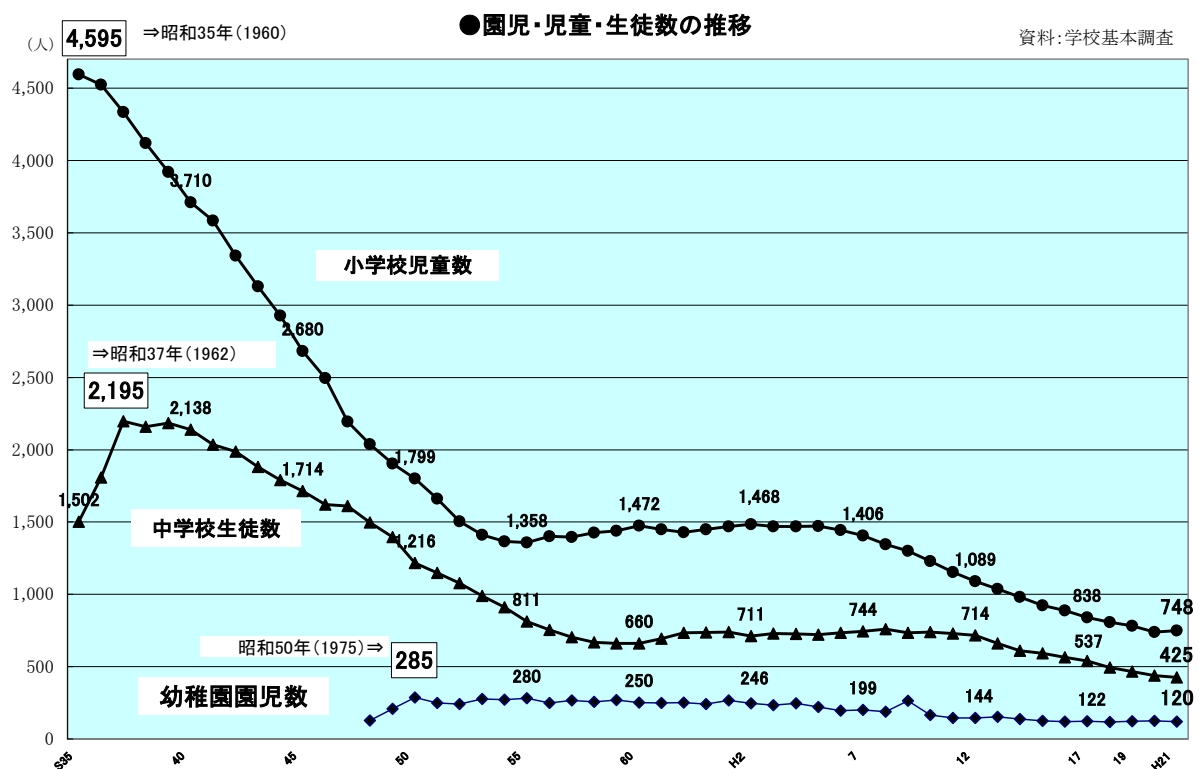
(4) 園児児童生徒数の推移

本町の長期にわたる幼稚園園児や小学校児童及び中学校生徒数の推移は、下図のようになっています。3つの折れ線グラフで、一番変動の顕著なものは小学校の児童数であります。これは構成する年齢が最も多い6年齢ということに起因しています(参考…中学校：3年齢、幼稚園：ほぼ1年齢)。いずれのグラフも、一旦増加し、最高点(ピーク)に達してから、減少→安定→減少傾向と推移しています。

幼稚園の園児数は、昭和55年(1980)の285人をピークに、平成21年(2009)は120人で半減(42.0%の水準)しています。

小学校の児童数は、昭和35年(1960)の4,595人をピークに、53年ごろまで急激な減少傾向が続き、その後、平成2年ごろまでは緩やかな増加を示したが、再び減少傾向に転じ、平成21年は748人となっています(ピーク時の16.3%水準)。

中学校の生徒数の変動は、小学校よりほぼ3～4年後に顕著に現れます。生徒数は昭和37年(1962)の2,195人をピークに、大幅な減少期、安定期、減少期と変動し、平成21年(2009)は425人で、ピーク時の19.4%の水準となっています。



なお、平成21年の幼稚園は5園で、8学級、認可定員283人、園児数120人(男：58人、女：62人)となっています。小学校は6校で、38学級、児童数748人(男：396人、女352人)、中学校は5校で、22学級、生徒数425人(男：207人、女218人)となっています。

■幼稚園の推移(公立)

		学校数	学級数	認可 定員数	園児数			本務教員数		
					総計	男	女	総計	男	女
昭和55年	1980	8	11	264	280	142	138	11	0	11
昭和60年	1985	8	11	264	250	133	117	11	0	11
平成2年	1990	6	10	264	246	111	135	10	0	10
平成7年	1995	6	11	264	199	112	87	11	0	11
平成12年	2000	6	9	262	144	72	72	9	0	9
平成13年	2001	6	8	262	151	73	78	9	0	9
平成14年	2002	6	8	262	137	71	66	8	0	8
平成15年	2003	6	7	257	123	68	55	8	0	8
平成16年	2004	6	8	257	119	58	61	8	0	8
平成17年	2005	6	7	257	122	64	58	7	0	7
平成18年	2006	6	8	257	117	55	62	8	0	8
平成19年	2007	6	8	280	121	65	56	8	0	8
平成20年	2008	6	8	283	124	68	56	8	0	8
平成21年	2009	5	8	283	120	58	62	6	0	6

■小学校の推移(公立)

		学校数	学級数	児童数			本務教員数			本務職員数		
				総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女
昭和40年	1965	10	98	3710	1896	1814	114	34	80	6	0	6
昭和45年	1970	11	88	2680	1419	1261	120	35	85	16	...	...
昭和50年	1975	11	78	1799	940	859	107	30	77	33	0	33
昭和55年	1980	7	57	1358	690	668	81	22	59	21	0	21
昭和60年	1985	7	56	1472	773	699	81	24	57	18	1	17
平成2年	1990	7	59	1484	741	743	82	21	61	18	0	18
平成7年	1995	7	58	1406	699	707	87	23	64	16	0	16
平成12年	2000	7	49	1089	567	522	79	21	58	15	1	14
平成17年	2005	7	45	838	413	425	79	21	58	14	2	12
平成18年	2006	7	46	805	405	400	74	19	55	11	2	9
平成19年	2007	7	42	781	392	389	70	15	55	12	3	9
平成20年	2008	7	40	737	378	359	69	18	51	12	2	10
平成21年	2009	6	38	748	396	352	66	18	48	10	2	8

■中学校の推移(公立)

		学校数	学級数	生徒数			本務教員数			本務職員数		
				総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女
昭和40年	1965	8	54	2138	1116	1022	90	72	18	11	3	8
昭和45年	1970	8	49	1714	892	822	97	1658	23	15	...	...
昭和50年	1975	8	39	1216	664	552	89	58	31	17	3	14
昭和55年	1980	5	27	811	428	383	61	42	19	13	1	12
昭和60年	1985	5	26	660	325	335	56	40	16	11	1	10
平成2年	1990	5	26	711	385	326	57	35	22	10	0	10
平成7年	1995	5	29	744	363	381	65	41	24	11	0	11
平成12年	2000	5	27	714	374	340	66	34	32	11	3	8
平成17年	2005	5	22	537	280	257	64	36	28	11	1	10
平成18年	2006	5	23	492	247	245	62	36	26	11	1	10
平成19年	2007	5	22	466	238	228	60	34	26	9	1	8
平成20年	2008	5	22	436	214	222	62	37	25	9	1	8
平成21年	2009	5	22	425	207	218	62	33	29	9	1	8

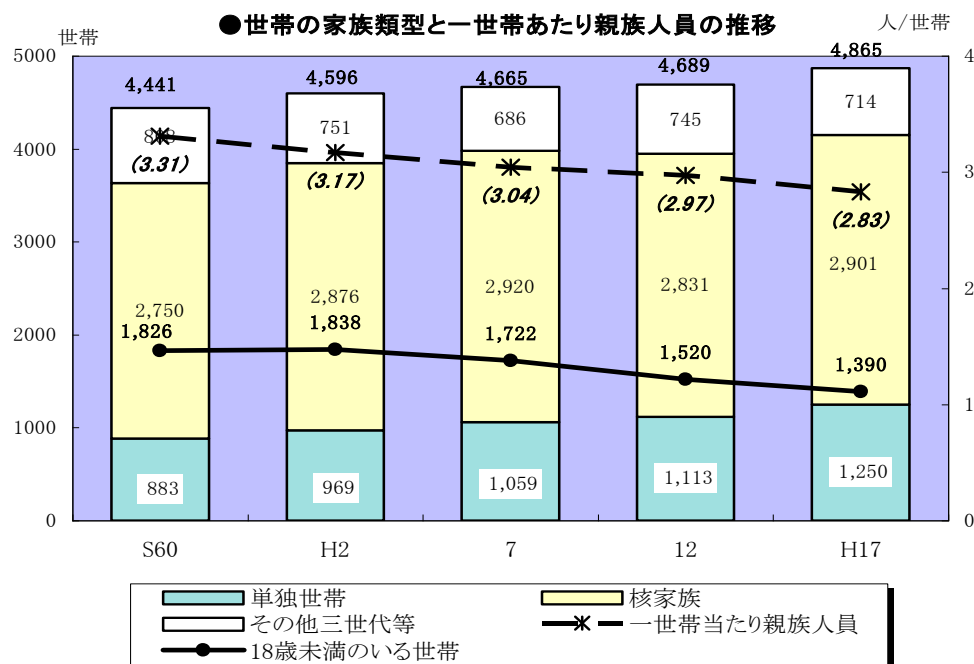
資料: 学校基本調査

2. 家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

本町の平成17年(2005)における一般世帯数は4,865世帯で、昭和60年(1985)からの推移をみると緩やかな増加を示し、424世帯(9.6%)増加しています。一方、一世帯あたり人員は昭和60年の3.31人から減り続け、平成17年は2.83人となっています。

次に世帯の家族類型をみると、平成17年は「単独世帯」が1,265世帯(26.0%)、「核家族世帯」が2,901世帯(59.6%)、「その他三世帯等」が714世帯(14.7%)となっています。昭和60年からの推移をみると、「単独世帯」と「核家族世帯」は一貫して増加傾向にあるが、「その他三世帯等」は増減を繰り返しています。さらに、6歳未満や18歳未満のいる世帯も減少傾向にあり、核家族化が進行しています。



■家族類型別世帯数の推移

単位: 世帯、(人)、%

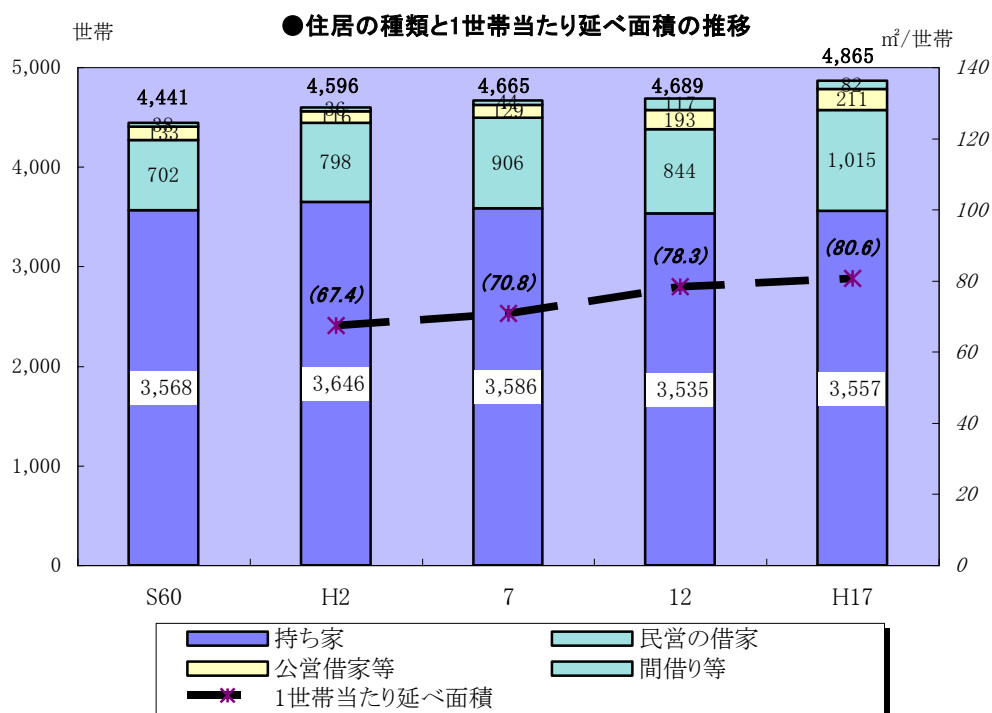
	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯総数	4,441	100.0	4,596	100.0	4,665	100.0	4,689	100.0	4,865	100.0
一世帯あたり親族人員	(3.31)	...	(3.17)	...	(3.04)	...	(2.97)	...	(2.83)	...
単独世帯	883	19.9	969	21.1	1,059	22.7	1,113	23.7	1,250	25.7
核家族世帯	2,750	61.9	2,876	62.6	2,920	62.6	2,831	60.4	2,901	59.6
夫婦のみの世帯	644	14.5	731	15.9	754	16.2	682	14.5	725	14.9
夫婦と子ども世帯	1,676	37.7	1,668	36.3	1,648	35.3	1,602	34.2	1,551	31.9
父か母と子ども世帯	430	9.7	477	10.4	518	11.1	547	11.7	625	12.8
その他三世帯等	808	18.2	751	16.3	686	14.7	745	15.9	714	14.7
※6歳未満のいる世帯	924	20.8	841	18.3	660	14.1	547	11.7	510	10.5
※18歳未満のいる世帯	1,826	41.1	1,838	40.0	1,722	36.9	1,520	32.4	1,390	28.6

資料: 国勢調査

(2) 居住環境の状況

本町の平成17年(2005)における一般世帯は4,865世帯で、そのうち住居の種類をみると「持ち家」が3,557世帯(73.1%)、「民営の借家」が1,015世帯(20.9%)、「公営借家及び給与住宅」が211世帯(4.3%)、「間借り及び住宅以外の世帯」が82世帯(1.7%)となっています。

それらの推移をみると、「民営の借家」や「公営借家及び給与住宅」は一貫して増加していますが、その他は増減を繰り返して推移しています。なお、1世帯当たり延べ面積は、平成2年(1990)の67.4㎡から17年は80.6㎡と、13.2㎡(19.6%)も広がっています。



■住居の種類別世帯数の推移

単位: 世帯、(㎡)、%

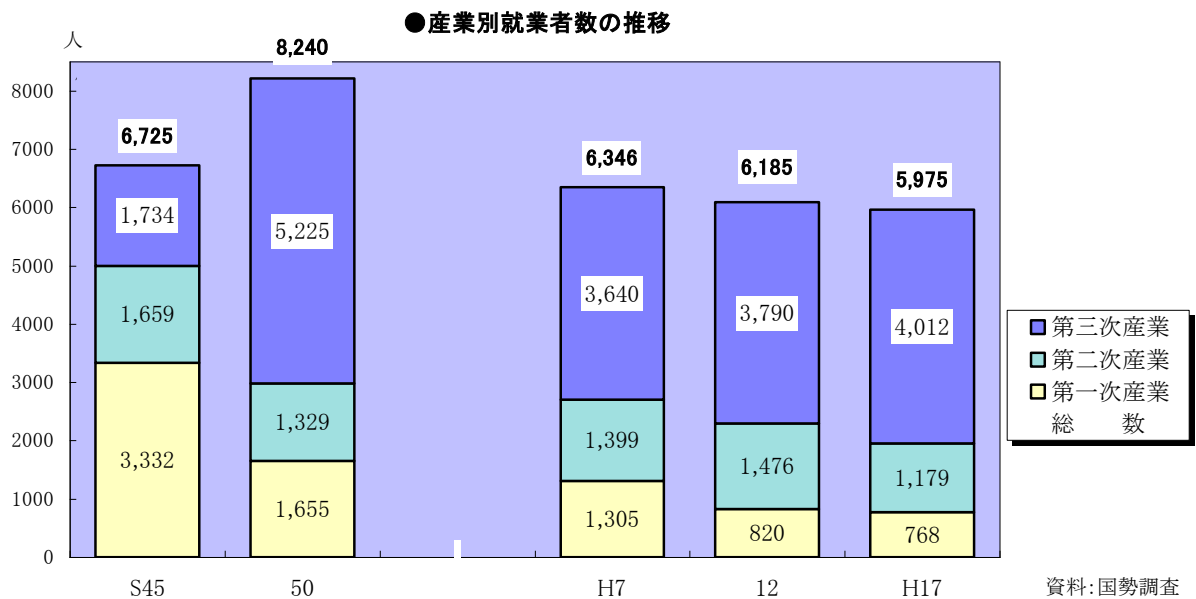
	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯総数	4,441	100.0	4,596	100.0	4,665	100.0	4,689	100.0	4,865	100.0
一世帯当たり延べ面積	...	...	(67.4)	...	(70.8)	...	(78.3)	...	(80.6)	...
主世帯	4,403	99.1	4,560	99.2	4,621	99.1	4,572	97.5	4,783	98.3
持ち家	3,568	80.3	3,646	79.3	3,586	76.9	3,535	75.4	3,557	73.1
民営の借家	702	15.8	798	17.4	906	19.4	844	18.0	1,015	20.9
公営借家、給与住宅	133	3.0	116	2.5	129	2.8	193	4.1	211	4.3
間借り及び住宅以外の世帯	38	0.9	36	0.8	44	0.9	117	2.5	82	1.7

資料: 国勢調査

(3) 就業状態

本町の平成17年(2005)における就業者数は5,975人で、海洋博覧会が行われた昭和50年の3/4程度となっています。種類別にみると第一次産業が768人(12.9%)、第二次産業が1,179人(19.7%)、第三次産業が4,012人(67.1%)を示し、第三次産業に特化した就業構造となっています。

就業者総数は、近年緩やかな減少傾向を示しています。業別にみると、第一次と第二次産業が減少傾向であるのに対して、第三次産業は海洋博覧会後の急落を除いて一貫して増加しており、本町の就業者は第一次や第二次から第三次産業へ変動(シフト)しています。



■産業別就業構造

単位: 人、%

	昭和45年		昭和50年		平成7年		平成12年		平成17年	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総 数	6,725	100.0	8,240	100.0	6,346	100.0	6,185	100.0	5,975	100.0
第一次産業	3,332	49.5	1,655	20.1	1,305	20.6	918	14.8	768	12.9
農業	3,067	45.6	1,446	17.5	1,190	18.8	820	13.3	681	11.4
林業、狩猟業	5	0.1	-	-	5	0.1	7	0.1	4	0.1
漁業、水産養殖業	260	3.9	209	2.5	110	1.7	91	1.5	83	1.4
第二次産業	1,659	24.7	1,329	16.1	1,399	22.0	1,476	23.9	1,179	19.7
鉱 業	16	0.2	49	0.6	42	0.7	68	1.1	12	0.2
建設業	394	5.9	751	9.1	987	15.6	1,100	17.8	849	14.2
製造業	1,249	18.6	529	6.4	370	5.8	308	5.0	318	5.3
第三次産業	1,734	25.8	5,225	63.4	3,640	57.4	3,790	61.3	4,012	67.1
電気・ガス・熱供給・水道業	15	0.2	49	0.6	30	0.5	25	0.4	22	0.4
運輸・通信業	145	2.2	272	3.3	223	3.5	224	3.6	228	3.8
卸売・小売業	734	10.9	1,533	18.6	1,299	20.5	1,208	19.5	881	14.7
金融・保険業	52	0.8	59	0.7	63	1.0	50	0.8	56	0.9
不動産業	-	-	11	0.1	6	0.1	11	0.2	21	0.4
サービス業	593	8.8	2,918	35.4	1,793	28.3	2,025	32.7	2,593	43.4
公 務	195	2.9	383	4.6	226	3.6	247	4.0	211	3.5
分類不能	-	-	31	0.4	2	0.0	1	0.0	16	0.3

※総数には、分類不能の産業を含む。

資料: 国勢調査

(4) 女性の就業状態

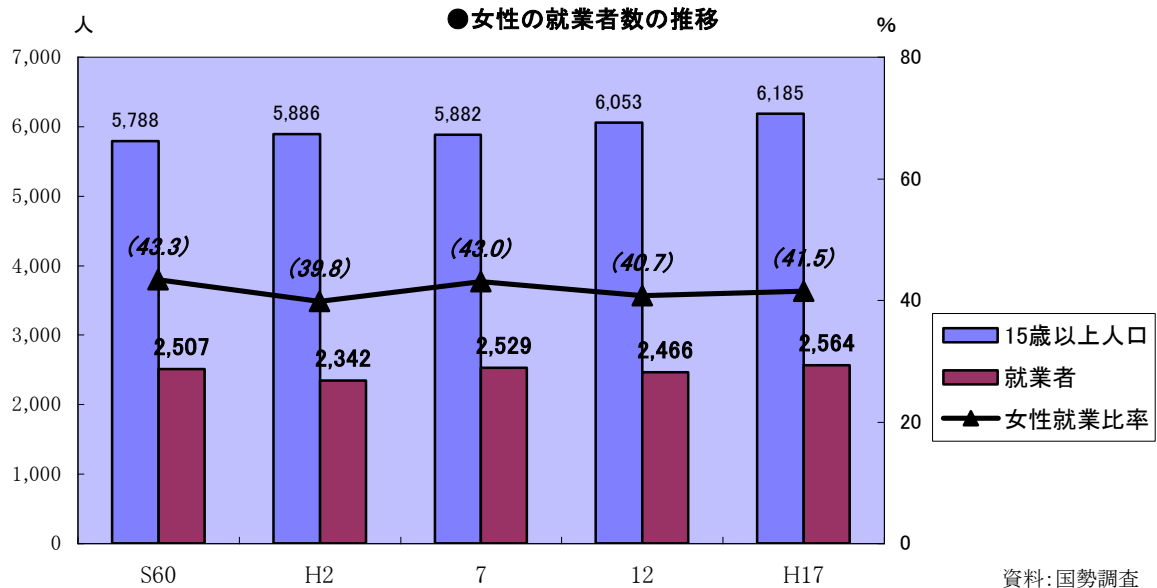
本町の平成 17 年(2005)における女性の就業者数は 2,564 人で、15 歳以上人口の 41.5%を占めています。昭和 60 年(1985)からの推移をみると、増減を繰り返しながらも緩やかな増加となっています。なお、女性の就業比率はおおむね 40%レベルで推移しています。

■女性の就業状態の推移

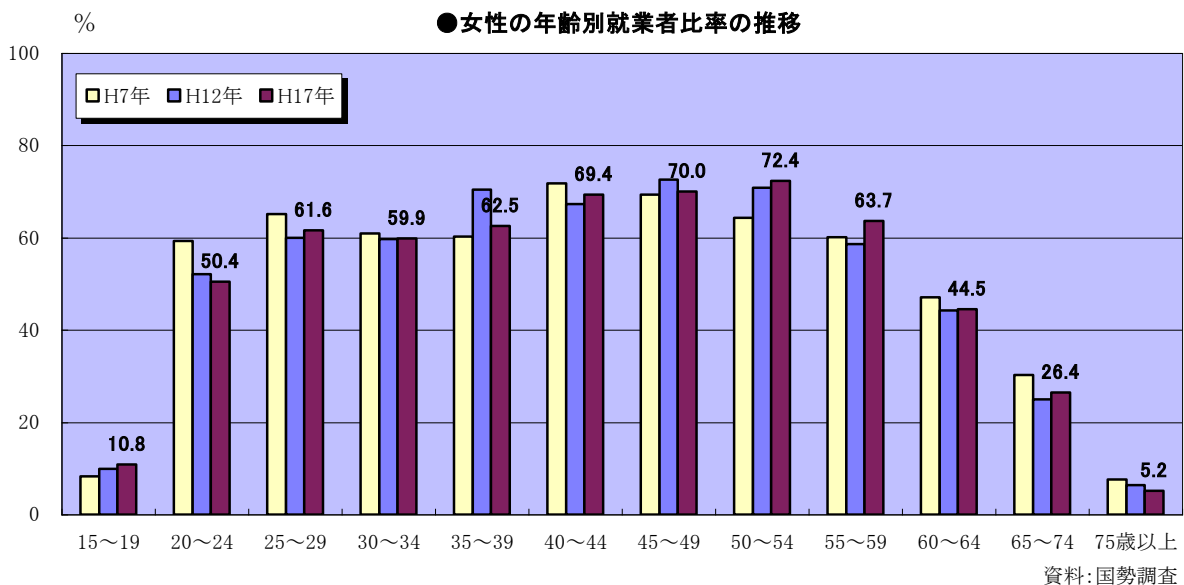
単位:人、%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15歳以上人口	5,788	5,886	5,882	6,053	6,185
就業者	2,507	2,342	2,529	2,466	2,564
女性就業比率	43.3	39.8	43.0	40.7	41.5

資料:国勢調査



次に平成 17 年における年齢別の女性就業者比率をみると、最も高い就業比率層は「50～54 歳」で 72.4%となっています。20 歳から 59 歳までの各年齢層の就業者比率が 60%を超えており、女性の高い就業状況を示しています。



第3章 後期次世代育成支援行動計画の目標像と施策体系

1. 後期行動計画の基本的な視点と目標像

本部町次世代育成支援行動計画（後期計画）は、『次世代育成支援対策推進法』に基づく法定計画であり、その中で掲げられた以下のような基本理念や地方公共団体等の責務を踏まえるとともに、国の「策定指針」等に盛られた基本的な視点などを勘案して計画の目標像を設定し、各種施策の効果的な推進に努めるものとします。

『次世代育成支援対策推進法』（抜粋）

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（1）基本的な視点

本計画の策定に当たって重視すべき基本的な視点を、次のように設定します。

〈視点その1〉 子どもの視点

我が国は平成6年に批准した国際連合の「児童の権利に関する条約」の締約国として、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。

このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であることから、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を推進するものと致します。

〈視点その2〉 次世代を育成する長期的な視点

子どもは次代を担い、そして何時か親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう中長期的な視点に立って、健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要であります。

次代を担う子どもの育成は、まさに“ひとづくり”であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないことから、長期的な視点に立った取組みを推進するものと致します。

〈視点その3〉 地域社会全体による全ての子どもと家庭に対する支援の視点

次代を担う子どもたちの支援に当たっては、父母及びその他の保護者の子育て活動と仕事の支援のみならず、子育てに対する負担感や孤立化等の問題を踏まえ、広い観点から推進するものと致します。

また、子育てについては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた地域社会全体で協力した取組みを推進するものと致します。

〈視点その4〉 地域特性の重視と地域社会資源の効果的な活用の視点

都市部と農山漁村の人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、それらに伴い利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本町の地域特性を踏まえた主体的な取組を推進するものと致します。

さらに、本町の各種公共施設の活用をはじめ、民生委員や児童委員等の関係機関及び各種民間団体等の地域人材の協力体制の確立とともに、自然環境や伝統文化等の社会資源の効果的な活用の取組みを推進するものと致します。

（2）計画の目標像

上記に掲げた次世代育成支援対策の基本理念や基本的な視点を踏まえるとともに、本町総合計画等との整合性を勘案し、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を次のように設定するものと致します。

《計画の目標像》

子どもが太陽と海と緑の中で すくすく たくましく育つ町 もとぶ

2. 後期行動計画の基本目標と施策体系

前項で設定した目標像を具現化するための基本目標を、国の「策定指針」を踏襲しつつ以下のように定めるとともに、施策体系を確立し、次世代育成に係る各種施策の推進に努めるものといたします。

〈基本目標その１〉 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進

子どもの幸せを第一に考え、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるように、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

さらに、仕事と子育ての両立支援や子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発活動を推進します。

〈基本目標その２〉 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・支援を強化します。また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次世代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

〈基本目標その３〉 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

〈基本目標その4〉 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保

子どもと子育てを行う保護者が安心かつ安全で快適な生活を送れるように、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進するとともに、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

また、核家族化等の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、犯罪の増加や凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を抱かないようなまちづくりに取り組みます。

〈基本目標その5〉 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、さらに、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの理解や関心を啓発し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

施 策 体 系

次世代育成支援対策

【基本的な視点】

- ①子どもの視点
- ②次世代を育成する長期的な視点
- ③地域社会全体による全ての子どもと
家庭に対する支援の視点
- ④地域特性の重視と地域社会資源の
効果的な活用の視点

本部町第3次総合計画

【将来像】 - 太陽と海と緑—観光文化のまち -

【基本目標】

- ①活力と賑わいに満ちあふれたまちづくり
- ②自然の恵みを守り活かした環境共生のまちづくり
- ③快適でゆとりある暮らしの場を実現するまちづくり
- ④いきがいと安らぎのある健康福祉のまちづくり
- ⑤未来を担い、明日を開く心やさしい人づくり
- ⑥安心して暮らせる町のしくみづくり

本 部 町 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画

《目標像》子どもが太陽と海と緑の中で すくすく たくましく育つ町 もとぶ

【基本目標】

第1節. 地域における
子育ての支援及び職業と
家庭生活の両立の推進

【基本施策】

1. 地域における子育て支援サービスの充実
2. 保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり
4. 児童の健全育成
5. 男性を含めた多様な働き方の実現
6. 仕事と子育ての両立の推進

第2節. 母性並びに乳児
及び幼児等の健康の確保
及び増進

1. 子どもや母親の健康の確保
2. 「食育」の推進
3. 思春期保健対策の充実
4. 小児医療の充実

第3節. 子どもの心身の
健やかな成長に資する
教育環境の整備

1. 次代の親の育成
2. 学校における教育環境等の整備
3. 家庭や地域の教育力の向上
4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

第4節. 子育てを支援する
生活環境の整備及び
子ども等の安全の確保

1. 良質な住宅の確保
2. 安心して外出できる環境の整備
3. 安全で安心な地域づくりの推進
4. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第5節. 要保護児童への
きめ細やかな取組の推進

1. 児童虐待防止対策の推進
2. 母子家庭等の自立支援の推進
3. 障がい児施策の充実

第6節. 今後の課題と展望

- ・子どもを生み育てやすい地域環境の創造をめざして

第4章 後期次世代育成支援行動計画の展開

■本部町後期次世代育成支援行動計画における主要事業の総括表

基本目標	基本施策	主要事業	担当
第1節 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進	1. 地域における子育て支援サービスの充実	(1) ファミリーサポートセンター支援事業 (2) 地域子育て支援センター事業	福祉課 〃
	2. 保育サービスの充実	(1) 通常保育事業 (2) 延長保育事業 (3) 一時預かり事業(一時保育事業)	福祉課 〃 〃
	3. 子育て支援のネットワークづくり	(1) 母子保健推進員活動の充実	福祉課
	4. 児童の健全育成	(1) 放課後児童健全育成事業	福祉課
	5. 男性を含めた多様な働き方の実現	(1) 多様な働き方を目指した意識改革のための広報・啓発・研修・情報提供	福祉課
	6. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催	福祉課
第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1. 子どもや母親の健康の確保	(1) 妊産婦への保健医療事業 (2) 乳幼児一般健康診査事業 (3) 母子訪問指導事業 (4) 母子保健指導、育児学級事業 (5) 乳幼児歯科検診事業 (6) 予防接種事業	保険予防課 〃 〃 〃 〃 〃
	2. 「食育」の推進	(1) むし歯予防啓発活動事業 (2) 食生活改善、歯の健康に関する指導事業 (3) 食に関する学習機会や情報の提供事業	保険予防課 〃 〃
	3. 思春期保健対策の充実	(1) 思春期保健対策	保険予防課
	4. 小児医療の充実	(1) 乳幼児医療費助成事業	福祉課
	1. 次代の親の育成	(1) 中高校生の乳幼児ふれあい体験学習	教育委員会
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2. 学校における教育環境等の整備	(1) きめ細やかな学習指導の充実 (2) 外部人材を活用した学校教育の活性化 (3) 道徳教育の充実 (4) 地域との連携による多様な体験活動の推進 (5) 豊かな心を育むネットワークづくり (6) 学校におけるスポーツ環境の充実 (7) 健康教育の推進 (8) 安全で豊かな学校施設の整備 (9) 専門家による相談支援体制の強化 (10) 地域に根ざした特色ある学校づくり (11) 学校評議員制度の活用 (12) 幼児教育についての情報提供 (13) 幼稚園と小学校の連携強化	教育委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	3. 家庭や地域の教育力の向上	(1) 家庭教育に関する啓発や情報提供の充実強化 (2) 気軽に相談できる体制づくりの推進 (3) 地域における子どもの多様な体験活動の充実 (4) 世代間交流の推進 (5) 地域活動への教職員の自主的参加の促進 (6) 放課後子どもプランの推進	教育委員会 〃 〃 〃 〃
	4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(1) 有害環境から守るための取組み	教育委員会

基本目標	基本施策	主要事業	担当
第4節 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保	1. 良質な住宅の確保	(1) 町営住宅における多子世帯等の入居の促進事業 (2) ファミリー向け賃貸住宅の供給促進	建設課 〃
	2. 安心して外出できる環境の整備	(1) 公共施設等のバリアフリー化の促進 (2) バリアフリー情報提供 (3) 交通安全教育指導者の育成事業	関連各課 福祉課 総務課
	3. 安全で安心な地域づくりの推進等	(1) 防犯灯の設置促進事業	企画商工 観光課
	4. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(1) 「子ども110番の家」設置事業 (2) パトロール活動事業 (3) 犯罪等に関する情報提供事業	総務課 教育委員会 〃
第5節 (1) 児童家庭相談業務の推進	1. 児童虐待防止対策の推進	(1) 児童家庭相談業務の推進 (2) 要保護児童対策協議会の活動支援	福祉課 〃
	2. 母子家庭等の自立支援の推進	(1) 母子・父子家庭医療費助成事業 (2) 母子・寡婦貸付事業	福祉課 〃
	3. 障がい児施策の充実	(1) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	福祉課
第6節※ 今後の課題と展望	・ 子どもを生み育てやすい地域環境の創造をめざして	① 出会いあっせん特別対策事業の検討 ② 結婚奨励特別対策事業の検討 ③ 出産奨励特別対策事業の拡充 ④ 児童養育特別対策事業の検討 ⑤ 教育奨励特別対策事業の検討	新規検討 〃 〃 〃 〃

※「第6節 今後の課題～子どもを生み育てやすい地域環境の創造を目指して～」は、少子化対策として人口増加の乏しい本町において、地域の永続的な存続の観点から長期的に取り組む必要のある施策であり、次世代育成支援対策の長期的な視点から今後の検討課題と位置づけるものとします。

本町における次世代育成支援主要事業を、乳幼児期、小学生期、中高生期、青年期、親期のライフステージ毎に取りまとめてみると次表のとおりとなります。

■次世代育成支援主要事業とライフステージとの関連性の概要(関連性の少ない事業、全般的な事業は除く)

	I. 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立	II. 健康の確保増進	III. 教育環境の整備	IV. 生活環境の整備及び子ども等の安全の確保	V. 要保護児童支援	VI. 今後の課題と展望
1 乳 幼 児 期	①ファミリーサポートセンター支援 ②地域子育て支援センター事業 ③通常保育 ④延長保育 ⑤一時保育	②乳幼児歯科検診事業 ③予防接種事業 ④むし歯予防啓発活動 ⑤食生活改善、歯の健康に関する指導事業 ⑥食に関する学習機会や情報の提供事業 ⑦乳幼児医療費助成			①乳幼児一般健康診査事業	①児童養育特別対策事業の検討
2 小 中 高 生 期	①放課後児童健全育成事業	①思春期保健対策	①中高校生の乳幼児ふれあい体験学習 ②きめ細やかな学習指導 ③外部人材を活用した学校教育の活性化 ④道徳教育の充実 ⑤多様な体験活動の推進 ⑥豊かな心を育むネットワークづくり ⑦学校におけるスポーツ環境の充実 ⑧健康教育の推進 ⑨安全で豊かな学校施設の整備 ⑩専門家による相談支援体制の強化 ⑪特色ある学校づくり ⑫学校評議員制度の活用 ⑬幼児教育についての情報提供 ⑭幼稚園と小学校の連携強化 ⑮地域における子どもの多様な体験活動の充実 ⑯世代間交流の推進 ⑰地域活動への教職員の自主的参加の促進 ⑱放課後子どもプラン推進 ⑲有害環境から守るための取組み	①「こども110番の家」	①小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	①教育奨励特別対策事業の検討
3 親 期	①母子保健推進員活動 ②多様な働き方を目指した意識改革 ③仕事と子育ての両立支援	①妊産婦への保健医療事業 ②母子訪問指導事業 ③母子保健指導、育児学級事業	①地域との連携による多様な体験活動 ②家庭教育に関する啓発や情報提供の充実強化 ③気軽に相談できる体制づくりの推進	①パトロール活動事業 ②犯罪等に関する情報提供	①要保護児童対策地域協議会 ②母子・父子家庭医療費助成 ③母子・寡婦貸付	①出産奨励特別対策事業の検討
※事業名は、簡略化したものがあります。						

第1節. 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要である。

このため、市町村は次の(ア)から(ウ)までに掲げる児童福祉法第21条に規定する子育て支援事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるとともに、(エ)に掲げる子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必要である。

(ア) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

(ウ) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる子育て支援事業をはじめとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業

【現状と課題】

核家族化等に伴う生活様式や価値観の多様化、並びに家族や地域のあり方の変化等で家庭及び地域の養育機能が低下してきています。そのような結果、子育てや子どものしつけは母親の過重負担となっており、健全な親と子の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本町における地域の連帯は、都市部のように極端に低下したわけではなく、昔ながらの近隣地域の良好な関わりは比較的保たれています。しかし、専業主婦等の居宅における子育ては、母親の孤立や社会からの疎外感などを生み、精神的負担感が大きいと言われていることから、地域の更なる連携を築くとともに、本町のニーズに合った子育て支援を図っていく必要があります。

【主要事業計画】

（１）ファミリーサポートセンター支援事業 〈主管：福祉課〉

「ファミリーサポートセンター」は、育児支援を受けたい人や逆に行いたい人、さらに、両方を行いたい人々を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園や幼稚園等への送迎及び預かり育児などのサポートを行うものです。

本町では、「ファミサポネットおきなわ北部センター」が隣接市町村も含めて担い手になる予定ですので、その活動を支援し協力するものと致します。



（２）地域子育て支援センター事業(拠点支援事業) 〈主管：福祉課〉

地域子育て支援センターは、地域全体で子育て支援を行う為の中核となる施設です。子育て家庭の方々からの育児相談等に適切に対応し、助言及び支援することを目的としています。親子教室等の行事を行うほか、子育てに関する啓発活動も活発に行い、地域の子育て情報の発信源としての役割を担っています。

現在本町では1箇所の地域子育て支援センターを運営していますが、今後とも事業推進に努めます。

1-2. 保育サービスの充実

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

保育サービスは子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえた供給体制を整備することが必要である。特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき待機児童の解消に努めることが必要である。

なお、こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすいサービスの提供が必要である。

また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資するため、積極的な情報提供を行うとともに、保育サービスの質を確保する観点からサービス評価等の導入に努めることが望ましい。

【現状と課題】

近年における女性の社会進出に伴い、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっています。保育所は安心して子どもを預けられる主要な施設としてきめ細かな対応が期待されており、保育サービスの質の向上がこれまでよりも増して重要になっています。

なお、近年の子どもや保護者を取り巻く環境の変化などに対応した改定保育指針が、平成21年4月より厚生労働大臣告示の法令として施行されました。

改定保育指針では、家庭や地域における子育ての力(養育力)の低下が見られるなかで、保育所は児童福祉施設として、保育に欠ける乳幼児の健全な心身の発達や豊かな人間性を形成することを目的とするとともに、入所する子どもの保護者並びに地域の子どもやその保護者に対する子育て支援を担う役割が求められています。

さらに、保育所における保育は、養護と教育が一体となって展開されるものであり、それらを踏まえた保育の内容の改善が必要です。また、保育所は、保育課程の編成及びそれらに基づく実践を行うとともに、その内容について保護者や地域住民に公表し、そして、自ら評価を行い、研修や自己研鑽によって保育の資質の向上や専門性の向上に努めることが重要であります。

【主要事業計画】

(1) 通常保育事業 〈主管：福祉課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、児童福祉法第 39 条第 1 項に基づき、保護者の労働や疾病その他の理由により家庭において乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として実施される事業です。そして、保育所はその目的で設置された児童福祉施設です。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
本町における通常保育は、5 箇所の保育所で実施され、園児の定員数は 360 人となっています。職員は所長 5 人、保育士 65 人(うち臨時 37 人)、栄養士及び調理員 11 人から構成されています。現在の保育時間は、午前 8 時から午後 6 時までとなっています。 平成 21 年度の利用者数は 3 歳未満児が 195 人、3 歳以上児が 171 人、合計 366 人で、定員数に対する利用率は 95.8%となっています。 今後は現行どおりの定数(同数の利用者を想定する)で運営するものとします。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21 は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
設置箇所数	箇所	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
定員数	人	360	360	360	360	100.0	360	360	360	360	360
利用者数	人	332	329	345	-	-	360	360	360	360	360
利用率	%	92.2	91.3	95.8	-	-	-	-	-	-	-
3 歳未満児	人	173	149	176	-	-	170	170	170	170	170
3 歳以上児	人	159	180	169	-	-	190	190	190	190	190
保育士	人	72	67	71	-	-	-	-	-	-	-
栄養士・調理師	人	13	11	12	-	-	-	-	-	-	-

(2) 延長保育事業 〈主管：福祉課〉

事業は、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に对本する需要に対応するため、通常の保育時間後におおむね 30 分又は 1 時間延長した保育サービスを実施し、児童が健やかに育つための環境づくりを図ることを目的としています。

現在 4 箇所で延長保育事業を実施していますが、今後 5 箇所程度に増大し、事業の拡大を計るものとします。

（３）一時預かり事業（一時保育事業） 〈主管：福祉課〉

本事業は、保護者が病気や出産、家族の病気介護、冠婚葬祭、急な出張などの非常時に保育が困難である場合、並びにパートタイム勤務などのために保育ができない場合に、一時的または週に数日、子どもを預かる事業です。

前期計画では、「一時預かり事業」を２箇所（定員数：120人）設置する予定でありましたが、利用者が少ないため１箇所での実施となりました。

今後の事業推進に当たっては費用対効果の面で難点があり、利用者動向を見極めながら検討していくものとします。

1-3. 子育て支援のネットワークづくり

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援や保育サービスを効果的及び効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成が必要である。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるように子育てマップやガイドブックを作成し、情報提供を行うことが必要である。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心や理解を高めるとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましい。

【現状と課題】

子育て家庭と地域とのつながりを深めるため、地域に親同士の交流や見守ってくれる大人の存在などが求められています。このため、地域の中で子育てを支えるための仕組みづくりが必要となります。

【主要事業計画】**（１）母子保健推進員活動の充実** 〈主管：保険予防課〉

本町では、身近な子育ての先輩及び相談者として、母子保健推進員を各字に配置し、安心して出産や子育てができるように支援しています。

今後とも母子保健推進員活動の充実強化を図り、母子保健に対する問題を把握するとともに、地域のネットワークづくりに努めます。

1-4. 児童の健全育成

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を及ぼすものと考えられるため、地域において児童が自主的及び自由に参加し、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要である。

また、児童の健全育成を図る上では、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源の活用、並びに主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。

【現状と課題】

学校週5日制が定着し、週末に家庭や地域で過ごす時間が増えています。人間性豊かな青少年を育成していくためには、自然や文化、スポーツ、勤労等の体験活動を行い、よりよい人間関係を築くとともに郷土への愛着を高め、より豊かな人間性が培われるような環境づくりが重要となります。

少子高齢化の面からは、児童と高齢者が交流する場を確保し、交流の中から、伝統的遊びや物語・童謡等を児童に伝え、それが児童の健全育成と併せ、高齢者の生きがいにつなげることも可能です。

【主要事業計画】

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 〈主管：福祉課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、保護者が昼間家庭に不在の状況にあるおおむね 10 歳未満の児童に、遊びや生活の場を与えることによって、児童の健全育成を図ることを目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
現在本町では、27 人の定員枠いっぱい放課後児童健全育成事業を実施していますが、希望者の増加がみられます。今後は、ニーズ量調査の結果等に基づき、定員枠を 1.5 倍程度に拡大し、サービス提供体制の整備に努めます。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21 は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
施設数	箇所	1	1	1	1	100.0	1	1	1	1	1
定員数	人/日	27	27	27	27	100.0	40	40	40	40	40
利用者数	人/日	23	27	27	-	-	-	-	-	-	-
利用率	%	85.2	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-

1-5. 男性を含めた多様な働き方の実現

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などの働きやすい環境を阻害する職場における慣行、並びにその他の諸要因を解消することが必要である。

このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報や啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要である。

【現状と課題】

経済の発展とともに生活のスタイルも大きく変化し、個人の意義や価値観の多様化、SOHO（Small Office Home Office）や趣味など自分自身の生活を中心に捉えるとといった仕事に対する考え方も変化しています。

また、働きやすい環境も整備されつつあり、各種の休業制度などの仕組みが整い、価値観に応じた働き方の選択ができるようになってきています。

しかし、近年における経済情勢の低迷から、各種の制度が整っていても、子育て世代は企業の中心的な世代でもあることから、仕事を優先せざるを得ないなど、子育てをしたくてもできないといった問題も指摘されています。実際には育児休業等は取りにくい環境にあり、父親が子育てに参加しにくい要因の一つとなっています。そのため、男女が就業の場において、子育てしながら能力を発揮し、仕事と家庭のバランスの取れた多様な働き方の実現が求められています。

子育てしやすい職場環境の整備等について、町内に立地する事業所や就労者に対する意識啓発、並びに育児休業制度の周知等について積極的な情報提供を進めていくことが課題となっています。

【主要事業計画】

（１）多様な働き方を目指した意識改革のための広報・啓発・研修・情報提供

〈主管：福祉課〉

男性を含めた全ての人が、仕事や生活時間のバランスがとれる多様な働き方が選択できるようにするとともに、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行える働きやすい環境づくりの促進に努めます。

今後、国や県との連携をとりながら企業の事業主や従業員、並びに地域住民の意識改革を図るため、広報啓発に努めるとともに、情報提供の推進を図ります。

1-6. 仕事と子育ての両立の推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

仕事と子育ての両立を推進するため、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実とともに、ファミリー・サポート・センターの設置促進を図る必要がある。

さらに、仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関係法制度等の広報や啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要である。

【現状と課題】

女性の社会進出が増大し、男女共同参画社会の実現が必要な現代社会において、仕事と子育ての両立の支援は欠かすことができません。しかし、「子育ては母親の仕事」「男性は働いて妻子を養うもの」など、性別に基づく固定的な役割分担の意識は根強く残っています。

このことは、働く母親にとっては仕事と子育ての負担から余裕のない状態に陥るや、子育てに専念する母親にとっては、父親の協力が得られないまま、孤立感を抱くことが懸念されます。さらに、男性は育児休業等が取りにくい環境にあり、子育てに参加したくても参加できない状況にあります。このため、働き方に合わせた保育所等の整備を進める一方で、男女とも育児休業を取得しやすい職場づくり等、仕事と子育てが両立しやすい働き方について、事業主及び被雇用者両面からの意識づくりが必要となっています。

【主要事業計画】

（１）仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催 〈主管：福祉課〉

仕事をしている方や地域住民などを対象に、仕事と子育ての両立に資するセミナーや会議の開催に努めます。

また、関係法制度の広報や啓発及び情報提供などについて、国、県、関係団体と連携を図りながら推進します。

第2節. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

2-1. 子どもや母親の健康の確保

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるように乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診時での相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。

【現状と課題】

次世代の育成にあたっては、母子の健康の保持増進は重要な課題です。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子等の健康確保に資するため、乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要となっています。

【主要事業計画】

(1) 妊産婦への保健医療事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)												
妊婦一般健康診査は、母子保健法第8条の2及び第13条に基づき、妊娠中の疾病の早期発見や早期治療及び健康管理などの目的で実施されています。また親子手帳は、妊娠や出産及び育児に関する健康記録として活用されています。												
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)												
親子手帳交付時における保健師による全数面談は、今後も継続して実施します。 なお、平成21年度より公費による妊婦健診を5回から14回に拡大していますが、14回全てを受診している妊婦がどの程度いるのか調査し、今後の公費負担回数の検討を行います。												
3. 事業実績と目標値												
項 目		単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
			H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
親子手帳交付数		人	124	133	125	-	-	125	125	125	125	125
妊婦一般健康診査	受診率	%	94.0	89.0	93.0	-	-	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	公費負担回数	回	2	5	14	-	-	14	14	14	14	14

*妊婦健診 受診率…単純計算で算出

受診延人員／手帳交付数×健診回数×100＝受診率

(2) 乳幼児一般健康診査事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)												
本事業は、母子保健法第8条の2及び第12や13条に基づき、乳幼児における病気(発達障がいなどを含む)の早期発見や早期治療、並びに親子の総合的な健康相談や育児相談に応じるなど、乳幼児期を健やかに過ごすことを目的に実施しています。												
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)												
乳幼児期は、身体や精神発育の両面から最も重要な時期であるため、未受診者対策に取り組み、受診者をより多くするとともに、適切な支援により保健管理の向上を図ります。 また、乳児健診を受診していないケースの場合には、未熟児又はハイリスク児であることもあるため、未受診理由の把握に努めます。引き続き、必要時に保健師等による個別支援も実施します。												
3. 事業実績と目標値												
			実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
項 目	単位		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
乳児健診	受診率	%	85.6	88.4	90.6	95.0	95.4	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	対象者	人	228	225	223	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	202	199	202	-	-	-	-	-	-	-
1歳6ヶ月児健診	受診率	%	91.5	87.5	85.5	85.0	100.6	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
	対象者	人	106	112	122	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	97	98	105	-	-	-	-	-	-	-
3歳児健診	受診率	%	90.9	88.7	85.5	85.0	100.6	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
	対象者	人	132	115	120	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	120	102	103	-	-	-	-	-	-	-
乳幼児相談指導件数			件	419	399	410	476	86.1	400	400	400	400

(3) 母子訪問指導事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)												
妊産婦や新生児及び乳幼児に対する訪問指導は、母子保健法第10条、11条及び17条に基づき、妊娠、出産又は育児に関し情報提供や育児不安の相談に応じ、乳幼児の健やかな育成を目的に実施しています。												
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)												
妊産婦、新生児訪問に関しては、ほぼ計画どおり実施しています。しかし、乳幼児については訪問件数が減少していることから、今後、支援対象の把握に努め、保健指導の充実に努めます。												
3. 事業実績と目標値												
			実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
項 目	単位		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
訪問指導件数	妊産婦	件	40	47	50	50	100.0	50	50	50	50	50
	新生児	件	25	28	35	30	116.7	30	30	30	30	30
	乳幼児	件	74	18	11	50	22.0	30	30	30	30	30

(4) 母子保健指導、育児学級事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)												
母子保健指導は、母子保健法第 9 条及び 10 条に基づき、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことを目的に実施しています。												
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)												
母子保健指導については、引き続き親子手帳交付時に全員に対する面談を実施するとともに、定例健康相談等においても内容の充実に努めます。 またニーズに合った育児学級ができるように、今後検討し実施していきます。												
3. 事業実績と目標値												
		実績値(H21 は見込値)				H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
項 目		単位	H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
母子保健指導件数		件	169	141	160	50	320.0	150	150	150	150	150
育児 学級	実施回数	回	1	1	1	-	-	1	2	2	2	2
	参加者数	人	38	36	27	30	90.0	30	60	60	60	60

(5) 乳幼児歯科検診事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、母子保健法第 13 条に基づき、疾病予防、生活習慣、むし歯予防、栄養、食事など育児に関し必要な事項について指導し、乳幼児の健全育成を図ると共に育児不安の解消に努めることを目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
1 歳半・3 歳児健診におけるう歯有病率が北部管内及び県平均より高い状況にあるため、今後乳児健診における保健指導の強化（乳歯の手入れ、離乳食、おやつの与え方等）を図ります。											
なお、平成 22 年度より 1 歳半・3 歳児健診の歯みがき指導にて、フッ素塗布を実施します。											
3. 事業実績と目標値											
		実績値(H21 は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
項 目	単位	H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
受診率	%	91.2	88.1	85.5	-	-	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
対象者数	人	238	227	242	-	-	-	-	-	-	-
受診者数	人	217	200	207	-	-	-	-	-	-	-

(6) 予防接種事業 (MR・DPT・ポリオ・BCG) 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等) 本事業は、予防接種法第3条に基づき、乳幼児を対象に行い、免疫力を高めるとともに感染症を予防することを目的に実施しています。												
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等) 平成 21 年度のそれぞれの接種率は、MR：80.0%、DPT：60.0%、ポリオ：60.7%、BCG：94.8%となっています。今後も、接種率向上にむけて、予防接種の周知活動と、接種勧奨の強化に努めます。 なお、平成 20 年 4 月より 5 年間、中学 1 年と高校 3 年相当年齢の者に対する麻しんの第 3 期と第 4 期の接種が実施されましたが、流行阻止に必要な 95%以上の接種率に達していないため、学校側との連携を図りながら接種率の向上に努めます。 ・MR：Measles（麻しん）、Rubella（風しん） ・BCG：結核 ・DPT：Diphtheria（ジフテリア）、Pertusis（百日ぜき）、Tetanus（破傷風）												
3. 事業実績と目標値												
			実績値(H21 は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値（事業計画）				
項 目	単位		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
MR	接種率	%	73.7	59.8	80.0	-	-	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
	対象者	人	262	651	570	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	193	389	456	-	-	-	-	-	-	-
DPT	接種率	%	57.2	46.8	60.0	-	-	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
	対象者	人	526	789	530	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	301	369	318	-	-	-	-	-	-	-
ポリオ	接種率	%	60.3	59.5	60.7	-	-	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
	対象者	人	443	452	384	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	267	269	233	-	-	-	-	-	-	-
BCG	接種率	%	90.7	94.3	94.8	-	-	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	対象者	人	118	122	115	-	-	-	-	-	-	-
	受診者	人	107	115	109	-	-	-	-	-	-	-

2-2.「食育」の推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

朝食欠食等の食習慣の乱れや「思春期やせ」に見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状に鑑み、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、並びに食を通じた豊かな人間性の形成及び家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要がある。

そのため、保健や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりなどの体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康確保が重要であることから、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行うことが必要である。

【現状と課題】

近年、食生活を取り巻く社会環境等が大きく変化し、個々人の食行動の多様化が進む中で、朝食の欠食や孤食などの問題が指摘されています。また、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取など偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の若年化など、食に起因する健康問題の顕在化がみられます。

このため保育所や小・中学校で行われている給食への取組の充実をはじめ、幼稚園においても食に関する学習の場や情報の提供に取り組む必要があります。

また、妊産婦については特に栄養面での相談や指導が必要となることから、健康教育等で食生活の改善に向けた学習の機会や情報を提供していく必要があります。

【主要事業計画】

(1) むし歯予防啓発活動事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、むし歯予防、栄養、食事などに関し必要な指導及び助言を行い、児の健全育成を図ると共に、むし歯予防に関する知識の普及を目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
福祉まつりにおいて、本町の1歳半・3歳児のむし歯の状況やむし歯予防のパネル展示、お菓子や飲料に含まれる砂糖の含有量展示を行っています。											
平成18年度より、「すこやか子育て講座」において、むし歯予防について歯科医師の講話や、歯科衛生士によるブラッシング指導を行う等、むし歯予防の啓発に努めています。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
実施回数	回	8	8	8	6	133.3	8	8	8	8	8
延参加人数	年	305	286	285	-	-	290	290	290	290	290
平均参加人数	人/回	38	36	36	-	-	-	-	-	-	-

(2) 食生活の改善、歯の健康に関する指導事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、むし歯予防、栄養、食事などに関し必要な事項について指導し、児の健やかな成長と生活習慣病予防を念頭に指導を行っています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
食生活の改善や歯の健康についての指導を、引き続き乳幼児健診や保健指導の場において実施します。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
実施回数	回	6	6	6	6	100.0	6	6	6	6	6
延参加人数	年	419	399	410	-	-	410	410	410	410	410
平均参加人数	人/回	70	67	68	-	-	-	-	-	-	-

(3) 食に関する学習機会や情報の提供事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、母子保健法第9条に基づき、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する知識の普及を目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
母親教室に関しては医療機関で実施していること、働いている妊婦さんも多く、教室参加者が減少してきたことなどから現在は未実施の状況です。今後ニーズを把握し、事業実施を検討していく予定です。											
離乳食実習については、教室参加者から離乳食についての疑問・不安が解消できたとの声があり、この教室のニーズの高さがうかがえることから、今後も回数を増やし継続していきます。なお課題としましては、講師となる栄養士の確保があげられます。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
母親 教室	実施回数	回	0	0	3	0.0	0	0	0	0	0
	延参加人数	年	0	0	-	-	0	0	0	0	0
	平均参加数	人/回	0	0	-	-	-	-	-	-	-
離乳 食 教室	実施回数	回	0	3	3	100.0	4	4	4	4	4
	延参加人数	年	0	23	16	-	25	25	25	25	25
	平均参加数	人/回	0	8	5	-	-	-	-	-	-

2-3. 思春期保健対策の充実

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

10 歳代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な知識や性感染症予防等に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、並びに学童期及び思春期における心の問題に係る専門家の養成に努めるとともに、地域における相談体制の充実を図ることが必要である。

【現状と課題】

思春期は子どもが大人へと成長する大切な時期であり、心も体も大きく変化し、様々な悩みや不安を抱く時期でもあります。また、性行動の低年齢化と性交経験率の増加による 10 代の人工妊娠中絶や性感染症が増加しています。

そのため、思春期の早い時期から性に関する正しい知識を伝えることで、望まない妊娠や性感染症を防ぐために自分で考え、判断できる能力を育てていくことが課題となっています。

【主要事業計画】

(1) 思春期保健対策事業 〈主管：保険予防課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、青少年への性に関する正しい知識の普及や啓発を推進することを目的としています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
学校保健の中で行われるもので、現在は実施していませんが、今後、学校側のニーズを確認するとともに、学校側と連携し、実施に努めます。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
実施回数	回	0	0	0	-		0	1	1	1	1
延参加人数	年	0	0	0	-	-	0	50	50	50	50

2-4. 小児医療の充実

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

住み慣れた地域で安心して子どもを生み、そして健やかに育てることができる基盤として、小児医療の確保及び充実化が必要である。

特に小児救急医療については都道府県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組む必要がある。

【現状と課題】

子どもを取り巻く生活環境は大きく変化し、アレルギー疾患、肥満など疾病構造の変化や心理行動面での問題も現れています。

本町には内科や小児科や歯科及び精神科などの民間医療機関が立地し、乳幼児などにおける受診及び治療等が行われています。なお、緊急時には救急車やドクターヘリによる都市部の総合病院への搬送体制も整備されています。

しかし、住み慣れた地域で安心して子どもを生み、そして健やかに育てるためには小児医療の充実が必要であります。

【主要事業計画】

(1) 乳幼児医療費助成事業 〈主管：福祉課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、沖縄県の補助事業で乳幼児に関する医療費の一部を助成することにより、病気の早期発見や早期治療を促進し、健康の保持増進を図ることを目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
乳幼児の健康保持につながるとともに乳幼児世帯の医療費負担が軽減され、日常生活に安心感を持つことができることから、今後も継続して実施します。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
申請件数	件	1,115	1,085	1,058	-	-	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134
助成額	千円	12,549	11,233	10,439	-	-	11,395	11,395	11,395	11,395	11,395
うち町負担分	千円	6,274	5,617	5,287	-	-	-	-	-	-	-

※目標値は平成22年度を想定(H22は実績値)

第3節. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3-1. 次代の親の育成

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、中学生や高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。

【現状と課題】

核家族の増加や少子化、情報化など家庭や地域を取り巻く社会環境の様々な変化等により、子どもたちは実生活を通した様々な体験をする機会が減少しています。子育てに関しては、直接乳幼児に触れ合う機会を持たないまま親となり、育児に関する知識及び経験不足から子育てに悩みや不安を持つ母親や父親が増えています。

【主要事業計画】

（１）中高生の乳幼児ふれあい体験事業 〈主管：教育委員会〉

中高生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所や幼稚園及び乳幼児健康診査の場等を活用した、乳幼児とのふれあい体験事業の推進に努めます。

3-2. 学校における教育環境等の整備

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸張することができるように、次のような取組によって学校における教育環境等の整備に努める必要がある。

(ア) 確かな学力の向上

(イ) 豊かな心の育成

(ウ) 健やかな体の育成

(エ) 信頼される学校づくり

(オ) 幼児教育の充実

【現状と課題】

近年の子どもたちは物質的な豊かさに恵まれてきた半面、心の豊かさは薄れてきつつあります。次代を担う子どもたちは、その人権が尊重され、自分を大切に思うと同時に他人を大切に思う心を育み、大切に育てられなければなりません。

本町においては、自然や文化、地域のユイマール精神など都会に比べると子どもの人格形成や生きる力の育成には恵まれた環境にあります。しかし、今後は激動する社会変化の中で、主体的に生きていくことができるように、家庭や学校及び地域等が一体となって取り組むことが重要です。

学校教育においては学習指導要領の基本的視点に基づき、基礎及び基本としての知識や技能だけではなく、豊かな人間性並びに自ら学び自ら考える力の育成に努め、生きる力を育むことが求められています。

子どもの心豊かな成長のため、学校における教育は非常に重要であることから、子どもたちが活気にあふれた学校生活を送れるように個性を生かす教育の充実や地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する必要があります。

【主要事業計画】

ア. 確かな学力の向上

(1) きめ細やかな学習指導の充実 〈主管：教育委員会〉

各教科の基礎的及び基本的な知識を確実に習得させるとともに、問題解決的な学習及び習熟程度に応じた指導など、子どもや学校の実態を踏まえた一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

(2) 外部人材を活用した学校教育の活性化 〈主管：教育委員会〉

地域の人材の活用、並びに学校以外の様々な分野の方に協力いただき、活力ある学校づくりに努めます。

イ. 豊かな心の育成**(1) 道徳教育の充実** 〈主管：教育委員会〉

命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共心などの規範意識、正義感や公正・公平を重んじる心などの「豊かな心」を育むため、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。

(2) 地域との連携による多様な体験活動の推進 〈主管：教育委員会〉

地域と学校教育が連携し、多様な体験活動の展開に努めます。

(3) 豊かな心を育むネットワークづくり 〈主管：教育委員会〉

学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくりを推進します。

ウ. 健やかな体の育成**(1) 学校におけるスポーツ環境の充実** 〈主管：教育委員会〉

地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を充実させるだけでなく、学校におけるスポーツ環境全般の充実に努めます。

(2) 健康教育の推進 〈主管：教育委員会〉

生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるために、子どもたちへの健康教育を推進します。

エ. 信頼される学校づくり**(1) 安全で豊かな学校施設の整備** 〈主管：教育委員会〉

子どもに安全で豊かな環境を提供するため、学校施設の整備を図ります。

(2) 専門家による相談体制の強化 〈主管：教育委員会〉

不登校やいじめ及び少年非行時の問題行動等に対応するため、専門的な相談体制の強化に努めます。

(3) 地域に根ざした特色ある学校づくり 〈主管：教育委員会〉

地域の実情に応じるとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進に努めます。また、適正規模校化を推進し、教育環境の充実に努めます。

(4) 学校評議員制度の活用 〈主管：教育委員会〉

学校評議員制度の活用などにより、地域及び家庭と学校との連携強化に努めるとともに、学校に関する情報公表や学校経営への積極的な参画を促し、開かれた学校づくりに努めます。

オ. 幼児教育の充実**(1) 幼児教育についての情報提供** 〈主管：教育委員会〉

幼児教育の充実並びに幼児期の成長の様子や大人の関わり方などについて保護者や地域住民等の理解を深めるため、幼児教育についての情報提供に努めます。

(2) 幼稚園と小学校の連携強化 〈主管：教育委員会〉

幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携強化を図る体制づくりに努めます。

3-3. 家庭や地域の教育力の向上

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校や家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。

(ア)家庭教育への支援の充実

(イ)地域の教育力の向上

【現状と課題】

少子化や核家族化及び共働き家庭の増加などに伴い、家庭内での親と子のつながりや兄弟姉妹との関わり、更には祖父母と触れ合う機会が減少することにより、家庭環境は大きく変貌してきました。家庭内でしか得ることのできない経験の減少は、子どもの成長にも大きな影響を与え、同時に親にとっても育児不安の原因になっています。

子どもの健全育成は家庭が第一義的に責任を負うことから、子育てや家庭教育に関する知識や情報の提供及び親の意識啓発など、家庭教育に対する支援を図り、家庭の教育力の向上に努める必要があります。加えて、学校や地域の連携を深めながら家庭及び地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

【主要事業計画】**ア. 家庭教育への支援の充実****(1) 家庭教育に関する啓発や情報提供の充実強化** 〈主管：教育委員会〉

公民館などの社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診時の多くの保護者が集まるあらゆる機会を活用した、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する啓発を推進するとともに、それらの情報提供の強化に努めます。

(2) 子育て中の親が気軽に相談できる体制づくりの推進 〈主管：教育委員会〉

子育て経験者の皆さんに『子育てサポーター』として登録していただき、子育て中の方が家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりを推進します。また、子育てサークル活動への支援、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。

イ. 地域の教育力の向上

(1) 地域における子どもの多様な体験活動の充実 〈主管：教育委員会〉

地域の皆さんや関係機関等の協力によって、豊かな自然環境や教育資源を活用した親子そろっての多様な体験活動の充実強化に努めます。

(2) 世代間交流の推進 〈主管：教育委員会〉

学校施設を開放するなどした地域と学校の連携のもとで、世代間交流事業の推進に努めます。

(3) 地域活動への教職員の自主的参加の促進 〈主管：教育委員会〉

地域における子育てに関連した様々な活動に、学校の教職員が自主的に参加できる体制づくりに努めます。

(4) 放課後子どもプラン事業の推進 〈主管：教育委員会〉

上記(1)(2)の主旨を取り入れた「放課後子どもプラン事業」を推進しています。本事業は、地域の公民館や学校施設を利用して、地域の方々や保護者が協力して安全かつ安心に過ごせる環境づくりが図られています。また、地域の方々と子どもたちの交流をおしながら地域住民で青少年の健全育成に努めるものとなっています。

現在、「健堅子ども教室」と「本小子ども教室」が推進されています。

教室名	項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	主な活動内容
健堅 子ども教室	延べ活動日数	58 日	57 日	40 日	習字、親子レクタイム、 昆虫標本づくり、地 域のおばあさんと 交流会、ムービーづく り、一輪車大会など
	延べ参加人数	1,044 人	1,140 人	712 人	
	平均参加者数	18.0 人/日	20.0 人/日	17.8 人/日	
本小 子ども教室	延べ活動日数	...	...	66 日	学習タイム、折り紙教 室など
	延べ参加人数	...	...	1,650 人	
	平均参加者数	...	...	25.0 人/日	

3-4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を含む雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビやインターネット等のメディア上の性及び暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況である。

このようなことから、関係機関や団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携及び協力し、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

【現状と課題】

近年、携帯電話の出会い系サイトやインターネットによる有害な情報などは、子どもの成長に悪影響を及ぼすことが懸念されており、家庭や学校、地域において情報の適正な利用について啓発を図っていくことが重要です。

【主要事業計画】**（１）有害環境から守るための取組み** 〈主管：教育委員会〉

近年、情報収集やコミュニケーション等が便利になってきた反面、携帯電話の出会い系サイトやインターネットによる有害情報の蔓延により、子ども達を取り巻く環境が悪化してきています。

家庭や学校、地域における情報の適正な利用についての啓発を図るとともに、「子どもを取り巻く犯罪」についての知識向上と対策について学ぶ機会を提供し、様々な犯罪に対する知識や対策の習得に努めます。

さらに、PTAや関係機関、地域住民と連携をして、性や暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主規制措置の強化に努めます。

第4節. 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保

4-1. 良質な住宅の確保

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅が確保できるように支援することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるような優先入居制度の創設及び活用が望まれる。

【現状と課題】

子どもを育てていく上で、居住環境は重要な要素のひとつであり、子育て家庭における良質な住宅確保に対する支援が必要です。特に、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅の確保が求められています。

【主要事業計画】

（１）町営住宅における多子世帯等の入居の促進事業 〈主管：建設課〉

本町の平成21年度現在における町営住宅は、14団地170戸となっています。子育て期にある多子世帯などがゆとりある住宅に入居できるよう、町営住宅における入居の促進に努めます。

（２）ファミリー向け賃貸住宅の供給促進 〈主管：建設課〉

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援に努めます。

4-2. 安心して外出できる環境の整備

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

子どもや子ども連れの親などが、安全で安心して外出できる環境を整備するための取組を行うことが必要である。

(ア) 幅広い歩道の整備

(イ) 生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、並びに幹線道路における交通の流れの円滑化等の推進

(ウ) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

(エ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

また、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携及び協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

(イ) 子育て世帯への「子育てバリアフリー」マップ等の情報提供

(ウ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

【現状と課題】

子どもや幼児連れの親並びに妊産婦などが安心して外出できるためには、幅広い歩道の設置とともに生活道路における速度制限などの道路交通環境の整備が必要です。また、公共施設等におけるバリアフリー化や子育てに適したトイレの設置などの整備も求められています。

さらに、子ども等を交通事故から守るため、警察や学校及び地域などの関係団体がお互いに連携した総合的な交通事故防止に向けた取組が必要となっています。

【主要事業計画】

(1) 公共施設等のバリアフリー化の促進 〈主管：関連各課〉

妊産婦や乳幼児連れの方々などの全ての人が安心して外出できるように、道路や公園、公的建築物などにおける段差の解消、スロープの設置等のバリアフリー化の促進に努めます。

(2) バリアフリー情報の提供 〈主管：福祉課〉

バリアフリー施設の整備状況やバリアフリーマップなどの情報を、町のホームページなどを通じた提供に努めます。

(3) 交通安全事業の開催事業 〈主管：総務課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、子どもや保護者を対象にした実践型の交通安全教育を推進することを目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
年2回(春・秋)交通安全に対する児童生徒の意見発表等を実施し、交通安全に対する啓発を行っています。											
3. 事業実績と目標値											
		実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目標値(事業計画)				
項目	単位	H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
交通安全教室	箇所	2	2	2	15	13.3	2	2	2	2	2
述べ参加者数	人	200	200	200	500	40.0	200	200	200	200	200

4-3. 安全で安心な地域づくりの推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路や公園等の公共施設、並びに住居の構造や設備及び配置等について、次のような犯罪防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

- (ア) 通学路や公園等における防犯灯及び緊急通報装置等の防犯設備の整備
- (イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所、並びに共同住宅の構造や設備の改善、防犯設備の整備の推進とともに、これらの必要性に関する広報啓発活動の実施

【現状と課題】

子ども連れの親などを犯罪から未然に防ぐため、防犯灯の設置など犯罪防止に配慮したまちづくりが求められています。

【主要事業計画】

(1) 防犯灯の設置促進事業 〈主管：企画商工観光課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、住民及び子供たちが安心して生活できる地域にすることを目的に実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
毎年、宝くじの助成金を活用して、防犯灯や屋外放送施設等を整備しています。											
3. 事業実績と目標値											
項目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目標値(事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
防犯灯設置数	灯	0	31	34	-	-	0	未定	未定	未定	未定

4-4. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

子どもを犯罪等の被害から守るための施策を講ずることが必要である。

(ア)住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供

(イ)子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関及び団体との情報交換

(ウ)学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関及び団体と連携したパトロール活動の推進

(エ)子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ)子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

(カ)犯罪やいじめ及び児童虐待などにより被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングとともに、保護者に対する助言等学校などの関係機関と連携したきめ細かな支援策の実施

【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域の協力のもと関係機関等との情報交換や迅速な犯罪等の情報提供が求められています。また、被害等に遭ってしまった子どもに対するきめ細やかなカウンセリングや心のケアなどの充実が望まれています。

本町は自然が多く、さらに地域が広域であり、子どもの屋外での緊急時等にはすべての家庭が自分や他人の子どもに係わりなく対応及び受け入れができる、地域住民全体で「子どもを守る」意識づくりが求められています。

【主要事業計画】

(1)「子ども110番の家」(緊急避難場所) 〈主管：総務課〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)												
「子ども 110 番の家」は平成 9 年全国的に通学途中の年少者を狙った凶悪事件が多発したのを契機に、児童等が気軽に駆け込み救助を求める緊急避難場所として商店や事業所を中心に設置が推進されました。												
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)												
現在本町には 52 箇所の「子ども 110 番の家」が設置されています。今後はその設置場所や役割等の周知に向けての広報活動に努めます。												
3. 事業実績と目標値												
項 目		単位	実績値(H21 は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
			H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
設置箇所数(累積)		箇所	52	52	52	52	100.0	52	52	52	52	52

(2) パトロール活動事業 〈主管：教育委員会〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は、子どもを犯罪等の被害から守る目的で、学校付近や通学路等においてPTA等のボランティア、並びに関係者や団体と連携したパトロール活動を実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
本町では毎月第3金曜日を「少年を守る日」に設定し、定期的な夜間街頭指導を実施しています。さらに、祭りなどのイベントの際、犯罪や事故が起こりそうな時期及び場所を重点的にパトロールを行なっています(海洋まつり夜間街頭指導)。今後とも継続実施に努めます。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
定例的パトロール	回	12	12	12	-	-	12	12	12	12	12
臨時的パトロール	回	1	1	1	-	-	1	1	1	1	1

(3) 犯罪等に関する情報提供事業 〈主管：教育委員会〉

1. 事業の概要(目的、内容、根拠等)											
本事業は住民による自主防犯行動の充実のため、防犯などに関する情報の提供を実施しています。											
2. 事業実績と評価及び課題、今後の展開方策(目標値の設定、その根拠等)											
学校、PTA、警察署等関係団体の連携強化を図り、「生徒指導連絡会」として年3回実施しています。今後とも情報提供を行い、犯罪に関する地域情報の共有化に努めます。											
3. 事業実績と目標値											
項 目	単位	実績値(H21は見込値)			H21 計画値	達成率 (%)	目 標 値 (事業計画)				
		H19	H20	H21			H22	H23	H24	H25	H26
生徒指導連絡会	回	3	3	3	-	-	3	3	3	3	3
延参加人数	年	72	72	72	-	-	-	-	-	-	-

第5節. 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

5-1. 児童虐待防止対策の推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止しすべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促進していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援を講ずることが必要である。

そのため、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。

【現状と課題】

近年、全国的に児童虐待が増加しています。本町においては、地域の行事や隣近所との関わりが深いため、家庭が孤立することは比較的少なく、児童虐待の発生は少ないものとなっています。しかし、今後の児童虐待の防止対策として、子育て中の親の精神的な負担を軽減する相談体制等を確立するとともに、児童虐待の早期発見及び早期対応が求められています。

【主要事業計画】

（１）児童家庭相談業務の推進 〈主管：福祉課〉

「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成17年4月から児童相談に応じることが法律上明確化されました。本町においても子どもに関する家庭生活全般の困りごとや悩み等の相談業務を推進し、支援を必要とする児童の状況を的確に把握できるように努めます。

（２）要保護児童対策地域協議会の活動支援 〈主管：福祉課〉

本部町要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき設置した協議会で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換及び適切な連携の下での支援を実現するものであり、その活動支援に努めます。

5-2. 母子家庭等の自立支援の推進

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定を踏まえたきめ細かな福祉サービスの展開とともに、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策及び取組などについての情報提供が必要である。

また、自立及び就業支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等について、地域の母子家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

さらに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策に努めることも重要である。

【現状と課題】

本町では、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給や相談の充実に努めています。今後とも、ひとり親家庭が心豊かに安心して日常生活を送れるよう、自立を支援していく必要があります。

【主要事業計画】

（1）母子・父子家庭医療費助成事業 〈主管：福祉課〉

母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、その生活の安定と自立を支援し、保健の向上と福祉の増進を図るために医療費の一部を助成しています。

今後も引き続き母子及び父子家庭等に対し、自立支援も含めて医療費助成事業を実施していきます。

（2）母子・寡婦貸付事業 〈主管：福祉課〉

「母子・寡婦貸付事業」は、母子や寡婦に対して事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸し出し業務を行っています。本業務は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて沖縄県の行う事業であります。市町村が窓口となっていることから、引き続き業務の推進を図ります。

5-3. 障がい児施策の充実

【国の「行動計画策定指針」に示された内容】

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるような体制づくりが必要である。そのため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。

さらに、保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要である。

【現状と課題】

現在、乳幼児健診などにより発達の遅れがみられる子どもの早期発見を図るとともに、幼児子育て学級などを開催して早期療育に努めています。

親と子がともに安心して生活できるよう、健康診査などの結果を福祉の施策に結びつけるとともに、子どもの発達段階にあわせて適切な医学的支援や教育における支援が必要となっています。

その他、学習障害(LD)、注意欠陥及び多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて、適切な教育的支援の提供並びに障がい児の学童クラブの推進など様々な支援策を実施していくことが必要です。

【主要事業計画】

(1) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 〈主管：福祉課〉

在宅の小児慢性特定疾患児及びその家族の福祉の増進に資することを目的に、電気式たん吸引機や車いすなどのような日常生活用具の給付事業を推進します。

(2) 「障がい者基本計画」と連携した障がい児対策 〈主管：福祉課〉

発達の遅れがみられる子どもの早期発見、並びに学習障害、注意欠陥及び多動性障害、高機能自閉症等、教育及び療育に特別のニーズがある子ども等への支援にあたっては、「本部町障がい者基本計画・障害福祉計画」（平成20年5月）などと連携して、適切に推進していくものとします。

第6節. 今後の課題と展望

— 子どもを生み育てやすい地域環境の創造をめざして —

(1) 基本的な考え方

本計画は国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、集中的及び計画的な支援対策を進めようとするものであります。しかし、わが国の少子化の潮流は経済社会の変化のみならず、国民の生活意識や生き方のダイナミックな変化など様々な要因が連動して招来しているものであります。したがってその対策は多岐にわたるとともに、まさに“ひとづくり”が核となるものであり、その成果も短期的に現れるものばかりではないことから、長期的な視点に立った取組みが必要とされています。

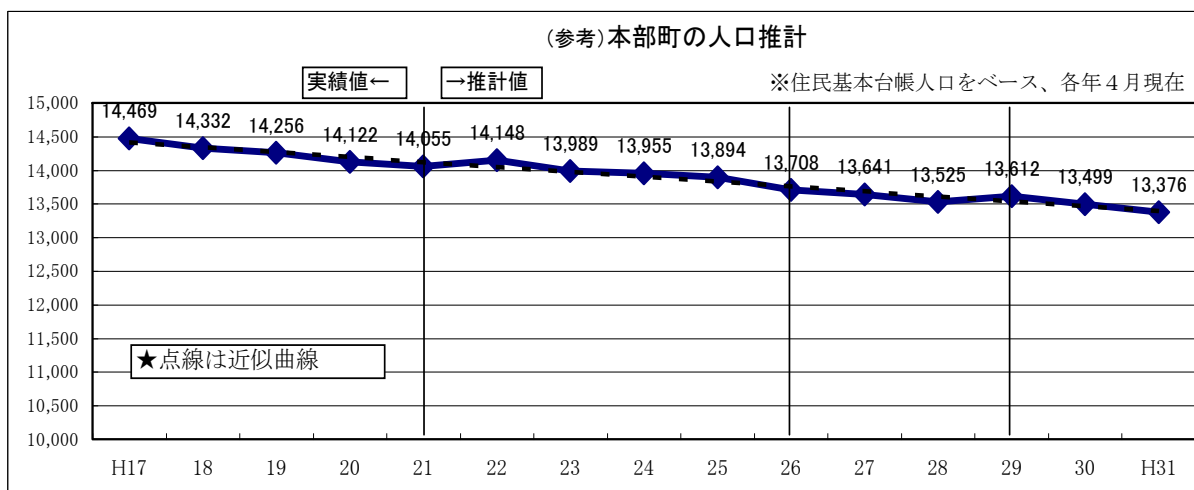
ところで、わが国は平成21年にこれまでの長期にわたる政権から新たな政権に変わり、行政運営に変化が見られるようになっていきます。新政権は施政方針の中で、次のように表明し、『子育ての社会化』をめざした「子ども手当の支給」や「公立高校の実質無償化」など、子育てに力を入れようとしています。

『生まれくるいのち、そして、育ちゆくいのちを守りたい。

若い夫婦が、経済的な負担を不安に思い、子どもを持つことをあきらめてしまう、そんな社会を変えていきたい。未来を担う子どもたちが、自らの無限の可能性を自由に追求していける、そんな社会を築いていかなければなりません。』…(施政方針抜粋)

一般的に、人口規模が小さく、しかも回復基調に乏しい地域にとって、地域の永続的な存続発展を目指すためには人口増加を意識した施策展開が求められています。人口増加策としては、産業の活性化や生活利便性の向上、住宅の整備、生活環境の整備、教育環境の整備などとともに、男女の役割分担や働き方の見直しなどのソフト面の是正、並びに出生者の増加策など多岐にわたるものです。

本部町の人口は、これまでの行政運営や地域環境がそのままの状態が続くと仮定すると、減少傾向が持続するものと推測されます(自然体の推計)。



本町が自立し活力ある地域社会を構築するためには、地域に活気を取り戻すことが大きな課題です。このようなことから、本町の持続的な発展を目指す施策の一つとして人口増加策を取り上げる必要があります。「本部町第3次総合計画」では、平成25年度(2013)における目標人口を概ね **16,000人**と設定し、各種施策を展開するものとされています。本町の人口増加策の一環として、

『年間出生者：150人』・・・(平成16～20年の平均出生者122人の1.23倍程度、昭和45年の0～4歳までの平均人数230人の65%程度)

を具体的目標に掲げ、「子どもを生み育てやすい地域環境の創造」に資する長期的な視点に立った『少子化対策特別事業』を推進していくことが重要と思われます。

ただし、国民意識や生活様式がダイナミックに変貌している現代社会にあって人口増加策に基づく少子化対策は、子どもをつくり、育てるのに喜びを感じ、そのことを希望している人と、そうではない人生を歩もうとする人が、ともに個々人の自由意志を尊重しあえることを前提とすべきであり、それぞれ多様な生き方を認め合う社会体制の構築が肝要であります。

なおこうしたことは、1頁に掲げた急速に進むと予測されているわが国の人口減少化の是正に、大きく貢献するものと思慮されます。そのようなことから、ただ単に一地方自治体の行政施策の範囲で行うのではなく、国や県からの予算措置のもとで実施する必要があります。

(2) 特別対策事業の概要

『少子化対策特別事業』の具体的な内容として、1つ目には未婚者や晩婚者に対して、家庭を持つことの重要性に鑑み、男女の出会いのあっせんや結婚の奨励とともに、既婚者も含めて出産に対しての奨励金の提供があげられます。

2つ目には、子どもは一義的には両親の庇護のもとで養育されるべきであると認識しつつも、「介護保険法」により介護の社会化が進んだように、わが国の急激な少子化への有効な対処策の一つとして『子育ての社会化』機運が高まりつつあることから、就学前児童に対する養育特別奨励金、小・中・高校生及び大学生等に対する特別奨学資金の提供があげられます。この中で、新政権による「子ども手当への支給」や「公立高校の実質無償化」などが実施されると、国の施策でかなりの内容が代替されます。

しかし、この特別対策事業の実現は本町のみでの財政力では難しく、また、特別対策の趣旨から考えると一地方自治体の行政枠を大きく超えており、本町においてその必要性は高いが、今後の大きな課題として取り上げます。

■長期的な少子化対策特別事業の概要

事業名	事業内容	備考
①出会いあっせん 特別対策事業	未婚及び晩婚の男女に対し、出会いのあっせん	新規検討
②結婚奨励特別対策事業	結婚に対する特別奨励金	新規検討
③出産奨励特別対策事業	出産に対する特別奨励金	新規検討
④児童養育特別対策事業	就学前児童に対する養育特別奨励金 ※ 国の「子ども手当」が支給されると、それで代替するものとします。	新規検討
⑤教育奨励特別対策事業	小・中・高・大学、専門学校生に対する特別奨学資金 ※ 国の「子ども手当」や「公立高校の実質無償化」が実施されると、その対象外である大学や専門学校生を対象とします。	新規検討

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の周知

本計画は男女がお互いに尊重しあい、助け合いながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、また、子供たちがいきいきと学びかつ遊び、さらに、子育て保護者が安心と信頼の中で働き、そして暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。

このような多岐にわたる総合的な施策展開をスムーズに促進していくためには、各家庭や地域社会、保育所及び学校、さらに、各種団体や企業等との連携体制の確立とともに、町民の主体的並びに積極的な参画と協力が必要です。そのようなことから、町広報紙やホームページ等への掲載、並びに各種集会及びイベント等での広報活動など、あらゆる機会を活用しての計画内容の周知に努めるものと致します。

2. 推進体制の充実

本計画に盛られた施策は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて広範多岐にわたっています。このように次世代育成支援対策は、児童福祉部門だけで完結するものではなく、教育や文化及び建設など多くの行政分野が関わっており、全庁的な体制のもとに取り組む必要があります。

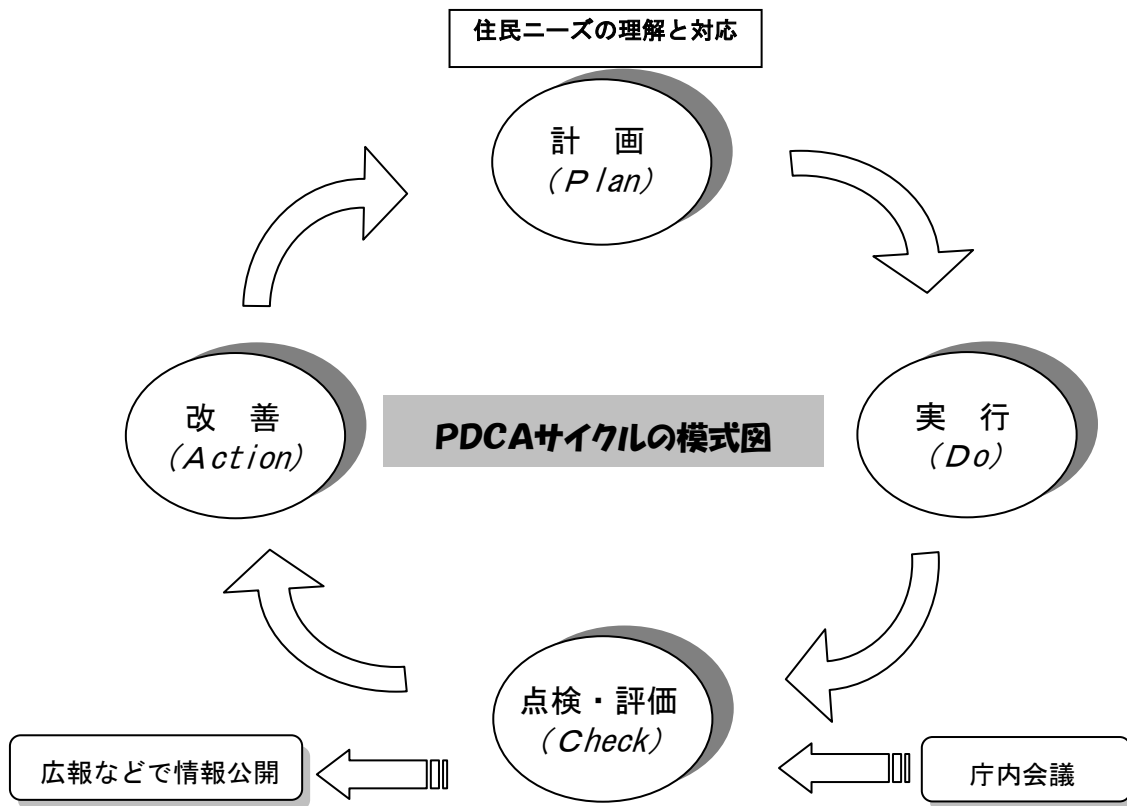
このため、町の全職員に対して次世代育成支援対策を自らの課題と理解させるとともに、各行政組織の横の連携を図り、推進体制の充実に努めるものと致します。

また、次世代育成支援対策の取り組みは、地域住民や関係団体及び企業等の参画と協力が必要となっています。よって、行政や住民及び関係団体等で構成する「本部町総合福祉対策協議会」において、計画の進捗状況等に関する情報を共有化し、施策や事業の評価及び円滑な実施に向けての提言等を受けるとともに、地域における事業実践につなげるなど、地域住民及び関係団体等との協働による推進体制の確立に努めるものと致します。

3. 計画の進行管理の推進

計画は「計画書」を作成することで終了ということではなく、計画書に盛り込まれた内容が実行されることを本来の目的としているものであり、常に「plan（計画作成）～do（実施）～see（評価）」の計画サイクルを伴うものです。

本計画の期間は平成 22 年度から 26 年度までの 5 カ年間ですが、計画の実効性を確保する上で計画の検証及び評価を行うことは極めて重要であります。このため、本計画に盛り込まれた施策や事業計画などが計画通りに進行しているか等について、地域住民へ情報を開示するとともに、計画の適切な進行管理に努めるものとします。



本部町 後期次世代育成支援行動計画

平成 23 年 3 月

発 行	本部町福祉課
住 所	沖縄県本部町字東 5 番地
電 話	(0980) 47-2165
策定協力	協同組合 沖縄共同計画